# ゲーミング (カジノ) に関する調査研究報告書

平成 20 年 3 月

ゲーミング (カジノ)調査研究会

### はじめに

現在、国ならびに国内各地域において、国際観光の振興、新たな地域活性化策として、 ゲーミング(カジノ)の合法化を求める動きが活発になってきている。本市においても、 平成18年9月に議会において「ゲーミング(カジノ)の調査研究に関する決議」が採択され ている。

カジノの合法化をめぐっては、観光をはじめとする産業振興、雇用増、税収増に結びつくというプラスの面と、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、青少年の教育上の悪影響、地域環境の悪化等のマイナスの面の両面から考慮する必要がある。

また、すでにカジノを合法化している海外の地域においては、マイナス面を現出させない ための一定の対策をとっており、その対策を踏まえた上で客観的かつ実証的な影響効果を把 握することが求められる。

本市では、平成 18 年 10 月に市役所内部の関係課長で構成する「ゲーミング(カジノ)調査研究会」を設置し、国の動向や他の自治体の状況、海外におけるカジノの実態やその影響・効果など、カジノに関する基本的知識の共有と情報の中立的かつ客観的な整理を中心に、本市におけるカジノ事業の可能性について検討を行った。

この調査報告書は、この研究会での研究内容とその検討結果をまとめたものである。

平成20年3月

北九州市 ゲーミング(カジノ)調査研究会

### 開催経過と主な検討内容

- 第1回 ・・・・ 平成18年10月30日(月) カジノとは(カジノに関する基本事項の確認) 我が国の「カジノ構想」に関する動向
- 第2回 ・・・・ 平成18年11月30日(木) パチンコ業界の動向について 韓国のゲーミング事情について 北九州市における立地可能性について(1)
- 第3回 ・・・・ 平成19年1月31日(水) 北九州市における立地可能性について(2)
- 第4回 ・・・・ 平成19年7月17日(火) カジノに関する市職員アンケートについて
- アンケート ・・ 平成 19 年 8 月 6 日 (月) ~ 17 日 (金) カジノ (ゲーミング) に関する市職員アンケート調査の実施
- 第 5 回 ・・・・ 平成 19 年 10 月 23 日 (火) カジノ (ゲーミング) に関する市職員アンケート調査結果について
- 視 察 ・・・・ 平成 19 年 12 月 12 日 (水)~14 日 (金) マカオ (中国)のカジノ施設視察
- 視 察 ・・・・ 平成 20 年 2 月 16 日 (土) 「第 5 回日本カジノ創設サミット」視察
- 第6回 ・・・・ 平成20年3月10日(月) 検討内容のまとめ

# 目 次

1章	ゲーミング(カジノ)の実態調査・・・・・・・・・・・	1
1.	カジノの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 .	「カジノ構想」に関する国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3.	「カジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」のポイント・・・・・・	8
4 .	「カジノ構想」に関する地域の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2章	カジノ導入に伴う影響分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1.	カジノ導入に伴う一般的影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2 .	本市における立地可能性につい調査研究会で出された意見・・・・・	20
3.	カジノに対する意識調査(市職員アンケート結果から)・・・・・	23
4 .	カジノ設置における地方都市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5 .	まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
参考	<u>き1</u> カジノ (ゲーミング) に関する市職員アンケート調査結果 ・・・・・	27
参老		43

# 1章 ゲーミング(カジノ)の実態調査

# 1.カジノの概要

#### (1)カジノの歴史

「カジノ(Casino)」はイタリア語で「小さな家」を意味する Casa (カーサ)から転じた言葉で、西欧ルネッサンス以降の王侯が所有していた社交・娯楽用の別荘を指していた。 17 世紀以降、ヨーロッパ各地でカジノは上流階級の娯楽として定着し、19 世紀までにドイツ、イギリス、フランス、モナコなどを中心に発展していった。

20世紀になりヨーロッパやアメリカ等、開設・営業する国・地域が徐々に増え、特にアメリカ合衆国においてカジノビジネスは急速に成長。他のエンターテイメントと結びつき、ラスベガスに代表されるような新しい複合型都市観光が生み出されている。

近年はマカオ、シンガポールをはじめとするアジア地域で、ラスベガス資本を中心とした大型カジノ建設が進められている。特に、マカオは 2006 年のカジノ総収益が 72 億ドルとラスベガスの 66 億ドルを抜いて世界一となっている。

### (2)日本におけるカジノの法的位置づけ

カジノはゲーム設備を備えた施設において、金銭等を賭けてゲームを行うものであるため、日本では、刑法第 185 条、186 条により賭博行為に該当し、禁止されている。

このため、刑法の禁止規定を解除し、カジノの開設や運営が認められるためには、競馬や競輪等の公営競技と同じように、特別立法などの法整備が必要となる。

### (3)なぜ、今、日本でカジノが検討されるのか

カジノ設置による経済の活性化、国際観光の振興、雇用創出、新たな観光資源の創出等を目的として、国や地方をふくめ国内各方面で合法化に向けた動きが活発になっている。

#### (4) 主な国・地域のカジノ合法化の状況

現在、カジノを合法化している国は、日本をのぞくG8各国をはじめ120カ国を超えている。各国のカジノ施設の設置の主な目的は、観光振興、雇用創出などによる経済の活性化や、税収の確保、外貨の獲得、違法カジノの排除などが挙げられるが、複数の目的が込められることが多く、それぞれの国や地域の文化的、経済的状況や財政状況等の状況を踏まえて、合法化され、設置に至っている。

カジノを管理し、規制するための基本法は、国が定めるケースと地方政府が定めるケースがあり、イギリスやフランスでは国が、アメリカやドイツでは州政府による法律の制定がなされている。

#### <法制定の目的例>

賭博ゲームの国家による独占管理の実行に関する諸課題を規定するため 賭博ゲームを組織したいとの申請者の要求に対応するため 無認可あるいは良俗に反する賭博ゲームを防止するため 賭博ゲームの事業を管理するため 賭博ゲームから派生する利益の一部を公益に還元するため

#### 北米

アメリカ合衆国ではほとんどの州でカジノが合法化されている。

#### ネバダ州 (アメリカ合衆国)

ネバダ州のラスベガスでは、合法化される以前から実質的にゲーミングは行なわれていた。合法化の目的は、観光振興の意味合いもあるが、直接的には 1929 年のアメリカ大恐慌に伴う税収入の不足を補うための財源とするためであった。

#### ニュージャージー州 (アメリカ合衆国)

現存する観光施設の修復と再開発、損壊した観光施設や文化的施設の復興と移設、世界のプレイグランドとしての市の復興を目的とし、1977年にカジノを設立。

#### ミシシッピ州 (アメリカ合衆国)

1950 年代から農業の機械化の進展に伴い、従来の農作業従事者の失業が深刻化し、 1980 年代後半には 1 人当たり所得が全米の最下位レベルとなった。そこで経済的復興 を目的として、1991 年にカジノ合法化案が議会を通過。1992 年にカジノを設立。

#### オンタリオ州 (カナダ)

1988 年開催の冬期オリンピックの各州分担金を要求する代わりに、1985 年に政府が連邦刑法を修正。州の管轄下におくことを条件に、カジノを許諾したことが直接的な経緯。1993 年に3 つの州の州法制定で合法化、オンタリオ州では、1994 年に初のカジノがウィンザーにオープン。合法化の目的は、税収の確保、雇用創出、経済再開発、観光促進など。

#### ヨーロッパ

#### イギリス

イギリスは、競馬、サッカーなどギャンブルの歴史が古く、カジノは生活文化の一部として楽しまれていたが、大英帝国議会における5年に及ぶ論争を経て、一定の統制下で許可すべきとの結論から1968年にゲーム法(The Gaming Act)が制定された。

#### ドイツ

ドストエフスキーの「賭博者」で有名となったドイツ最大のカジノ"Casino Baden-Baden"が、ドイツ最古のカジノとして知られている。設立の主な目的は、自治体の財政収入の確保。

#### フランス

1907年のカジノ法により制度化が図られ、国内には 170のカジノ施設が認可されており、イギリスの 122施設、ドイツの 80施設を大きく引き離すカジノ大国。1988年の法改正により、特別な観光、文化活動を有する人口 50万人以上の都市地域において、カジノ開設が認められている。

#### モナコ

1863 年にシャルル3世(フランスからの独立時の大公)が、当時フランスでカジノが禁止されていることに着目し、カジノを含む高級リゾート地を設立したことが起源。

#### アジア

#### 韓国・江原道(カンウォンランド)

廃坑地域の蘇生・開発を目的として、2000年に設立。韓国において唯一、内国人の利用を前提として設立されたカジノ施設。

#### 韓国・ソウル (パラダイス・ウォーカーヒル)

カンウォンランドを除いた他のカジノ施設と同様に、「観光振興を通じた外貨獲得」を目的とした政策に基づいて、1965 年に設立。入場者は韓国に住む外国人および外国人旅行者に限定されている。

#### マカオ(中国)

マカオでギャンブルが公認されたのは 1800 年代。住民の香港移住の引止め補償に、ファンタンのギャンブルパーラーを許可したことが始まり。近代カジノの始まりは、「マカオ旅行娯楽会社(STDM)」がエリストル・ホテルにカジノ設備を導入した 1962 年と言われている。

#### シンガポール

2005年に総合リゾート開発の一環としてカジノを解禁。現在、2009~10年の開業を目指し、マリーナ・ベイ地区、セントーサ島に大規模な施設を建設中。外国人観光客、観光収入の増加を目的としており、シンガポール人の利用抑制のため、入場料や年会費の徴収を行うこととしている。

#### タイ

タイでは政府運営の宝くじ及び競馬以外の全て賭博は法律で禁止されており、タイ国民は近隣のカンボジアやミャンマーの国境沿いに点在するカジノに行き賭博を行っている。2008 年 3 月サマック・スンタラウェート首相が、海外からの観光客とタイ国民がともに利用できる合法カジノを、プーケット島など国内 5 か所の観光地に建設する計画を発表。

#### オセアニア

#### オーストラリア

1973 年タスマニア島のホテルとゴルフクラブでカジノを開始したのが始まり。当時からスポーツクラブ等の財源として、各種クラブにスロットマシンを設置することは合法であった。80 年代以降、政府の観光産業促進政策のもとで、州ごとにゲーム委員会とカジノ法が作られる。その目的は、観光促進、地方自治体の税収増加、雇用機会の創出等であった。現在、全ての州でカジノ施設が設けられ、カジノの盛んな国となっている。

#### ニュージーランド

競馬やロッタリ - 等は以前から実施されていたが、ギャンブルには犯罪的要素が含まれるということで、慎重な検討を重ねた結果、1990年にゲーム法が制定。1993年にクライストチャーチ、オークランドの2ヶ所にライセンスが交付される。1994年には財政危機に伴う構造改革の流れでギャンブルの規制緩和が図られ、さらなるカジノ施設の導入が行なわれた。

# (5)カジノの類型

カジノには、立地や規模などにより、様々な類型があり、その類型は次のように整理することができる。

## 立地形態による分類

地上 観光地型	・ 観光地や保養地にあるカジノで観光客が主要顧客。 ・ 多くの場合、カジノは観光ホテルの内部にあるか、併 設された付属施設(共同使用)であり、大規模なもの が中心。
地上 都市・郊外型	・ 都市の中心部もしくは郊外にあるカジノで、地元住民 や都市型観光客が主要顧客。
船上カジノ クルーズ型	・ 船上カジノのうち、定期的に周航して出発点に戻って くるカジノ船。 ・ 主な特徴は、 経費が安い(土地代が不要、警備や地元 住民対策も最小限でよい)、 地元住民等からの反対運動 が少ない、 犯罪等のコントロールがしやすい等
船上カジノ ドックサイド型	<ul><li>・ 船上カジノのうち、桟橋につながれたまま動かないカジノ船。</li><li>・ 主な特徴は、 入場時間が制限されない、 天候に影響されない、 船を動かす人員・費用・空間が不要、 重量制限がない 等</li></ul>

# 施設形態による分類

カジノハウス (単体型)	ヨーロッパのカジノに多いものであり、ホテル機能を 持たないカジノ (付帯施設) レストラン、バー、ショップ
カジノホテル (ホテル併設型)	主にホテル機能を持つカジノ 〔付帯施設〕 レストラン、バー、ショップ、ホテル
複合型 (商業施設等併設型)	ホテル機能に加え、商業施設や文化施設、リゾート施設などの機能も持つカジノ (付帯施設) レストラン、バー、ショップ、シアター、劇場、ショッピングセンター、コンベンションホール等

## 設置・運営形態による分類

カジノの運営は国・地域が直営する例が、ドイツの一部やモナコなどで見られるが、 多くは民間企業ないしコンソーシアム(共同事業体)などが営業権を国や州から委譲さ れたり、営業ライセンスを取得し、経営や運営(オペレーション)を行っている。経営 権と運営権の持ち方で分類すると、多くは「民設民営」である。

民設民営型	<ul> <li>投資を民間が行うため、初期投資が大きく、再投資も行われる場合が多い。</li> <li>カジノに対する税金が自治体の収入になるが、競争環境が熾烈(もしくは寡占)であり、経済波及効果も大きい場合が多い。</li> <li>大規模なカジノが多い。</li> <li>(例)         アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マカオ(中国)など、カジノを設置している大部分の国、地域</li> </ul>
公設民営 (委託)型	<ul> <li>投資を自治体が行うため、初期投資はあまり大きくなく、再投資もあまりない場合が多い。</li> <li>カジノ収益の全てが自治体の収入になるが、競争環境がなく、経済波及効果も小さい場合が多い。</li> <li>組織のコントロールはしにくいが、経営効率が良い場合が多い。</li> <li>「例〕         オンタリオ州(カナダ)韓国・江原道(カンウォンランド)など</li> </ul>
公設公営型	<ul> <li>投資を自治体が行うため、初期投資はあまり大きくなく、再投資もあまりない場合が多い。</li> <li>カジノ収益の全てが自治体の収入になるが、競争環境がなく、経済波及効果も小さい場合が多い。</li> <li>組織のコントロールはしやすいが、経営効率が悪い場合が多い。</li> <li>「例〕</li> <li>ドイツの一部、モナコ</li> </ul>

# 2.「カジノ構想」に関する国の動向

日本では刑法によりカジノは禁止されているが、経済の活性化、国際観光の振興、雇用 創出等の観点から、国内各方面で合法化に向けた動きが活発になっている。

平成 18 年 6 月、自由民主党政務調査会観光特別委員会「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」において、「カジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」が策定された。

平成20年2月12日、自由民主党は与党政策責任者会議において同基本方針を公明党に 説明。また、同月26日には、民主党が自民党の岩屋毅検討小委員会委員長を招いて勉強 会を開催している。

#### 政府税制調查会

平成 13 年 11 月、政府税制調査会・基礎問題小委員会において猪瀬直樹氏がカジノについての講演を行い、日本でもカジノを合法化して売り上げに課税する制度の導入が議論に浮上。解禁に伴う問題点を含め、中長期的課題として検討することになった。

#### 自民党

平成 13 年 12 月、党内に「公営カジノを考える会」(会長:野田聖子衆議院議員)が設置され、日本における国レベルでの初めてのカジノ検討組織が設置された。平成 14 年 6 月に「カジノと国際観光産業を考える会」に変更、平成 14 年 12 月には、カジノを中核とした国際観光産業を新たな産業として明確に位置づけることにより、新産業の創造、新しい雇用の創出、地域の振興、さらにはわが国の観光産業の飛躍的発展に寄与するため早期の立法措置を講ずることを目的とする「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」として新たにスタート。

#### 民主党

公営・民営ギャンブル産業を総点検し、健全な娯楽として育成するため国民世論を喚起していくことを目的として党内に設立された「民主党娯楽産業健全育成研究会」(平成11年設立)においてカジノの合法化を検討。

#### 構造改革特区

小泉内閣の規制改革・構造改革の目玉として「構造改革特区」制度が創設され、平成14年8月及び平成15年1月の提案募集に、事前に「刑法の規制緩和となるカジノは対象外」とされていたが、実現へのアピールの意味も込めたと考えられるカジノ特区の提案が1、2次あわせて9件提案された(いずれも不採択)。

#### 法整備について政府の対応

平成 15 年 2 月、太田房江大阪府知事(当時)をはじめ東京都、静岡県、和歌山県、宮崎県の幹部が鴻池祥肇防災・構造改革特区担当大臣(当時)にカジノ実現のための法整備についての要求書を提出。これに対し鴻池大臣は「特区で扱うことは手に余るが、本格的に検討する場が必要」と述べ、担当する省庁を決めたいとの考えを示した。また、その動きを受け、森山真弓法務大臣(当時)が「刑法を改正して例外を作るのは難しいが、所管官庁が特別法を作って実施する方法ならば法務省として相談に応じたい」と発言。

#### 構造改革特区よる提案(9地区)

「刑法 185 条・186 条の禁止(賭博及び富くじに関する罪)項目の緩和」

【一次】(H14.8.30) 【二次】(H15.1.15)

東京都荒川区 熱海市 加賀市 鳥羽市

岐阜県 珠州市 (石川県・研究会)

大阪府 大阪府堺商工会議所

宮崎県

### 総合規制改革会議 (中間とりまとめ)・・(H14.7.23)

「刑法は基本的な法律のため特定地域のみを定め適用を排除することはできない」

### 法務省見解

「刑法改正か特別法の制定が必要」

#### 自由民主党「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」(約100名)

• • (H16.6.15)

ゲーミング(カジノ)法・基本構想(案)策定

#### 自由民主党政務調査会観光特別委員会

「カジノ・エンターテイメント検討小委員会」(25名)・・(H18.6.16)

カジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針策定

#### (自由民主党)

与党政策責任者会議で公明党へ基本方針案を提示(H20.2.12)

#### (民主党)

「民主党娯楽産業健全育成研究会」において自民党より基本方針の説明を受ける

(H20.2.26)

平成 21 年の通常国会での法案提出、成立を目指し、両党で今後協議を重ねる予定

# 3.「カジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」のポイント

平成 18 年 6 月に自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会がまとめた「カジノ合法化に向けた基本方針(我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針)」の概要は以下のとおりである。

### (1)カジノ・エンターテイメントの概要

カジノ・エンターテイメントとは

テーマパーク、劇場、シネマコンプレックス、ショッピングモール、スポーツ施設、 国際会議場、ホテルなどにカジノを含んだ複合施設

ラスベガスをモデルとし現在世界各地で導入

#### カジノ・エンターテイメントの現状

我が国を除く G8 諸国をはじめ、すでに 120 カ国を超える国々で合法化

カジノを非合法化すると多大な収益が裏社会に注ぎ込まれる恐れがあるという考え方から、カジノを国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことを前提に合法化し、施行に 伴う経済的社会的メリットを肯定的に捉え社会に還元する考え方へ変換

国際観光振興策としての観光資源であるだけでなく、経済波及効果、収益を用いた新たな財源、周辺地域の税収増、雇用増などをもたらし、内国人向けの施設としても有効

#### 新たな法整備の必要性

これまで非合法とされていたカジノを国家の厳格な規制監視及び管理下に置くことで 合法化する仕組みをつくることが不可欠であり、新たな法律の制定が必要

#### (2)基本的枠組み

#### 法律の目的

外国人観光客の拡大及び時間消費型・滞在型国内観光の振興により国際競争力のある 観光を実現

エンターテイメント関連産業育成、雇用創出、地域振興・再生などに寄与・貢献 地方と国の財政に資する

#### 施行の枠組み

カジノを施行できる主体は、地方公共団体ないしはその一部事務組合 施行を希望する地方公共団体等は国へ申請し、主務大臣(主務官庁は未定)が許諾

#### 施行地域の限定と段階的施行

国際的・全国的視点からカジノ振興効果を発揮できうる政策的ニーズの高い地域を優先し、2~3 箇所に限定して実施

導入実績を検証・評価しながら施行数を最大10箇所程度に段階的に拡大

#### 民間事業者の積極的活用

施行者は、公募に基づき特定の民間事業者を選定し委託することも可能

#### 国の機関

主務大臣が監督する独立行政法人「カジノ管理機構」を設立

必要な許認可や施行全般の監視・監督等を行う

#### 収益の配分・活用

施行収益は地方公共団体に帰属

国の機関は施行者から収益の一定率を交付金として徴収

施行者の収益金の使途は法目的に則り、適切に当該地方公共団体が判断

国の機関の交付金収入は、国際・国内観光振興等の法目的に資する事業に支出

#### (3)制度のあり方(カジノ導入に伴う諸懸念への制度的対応)

#### 組織暴力対策

カジノ運営への直接的・間接的な関与やカジノへの入場、参加については、個人・法人に限らず一定の欠格要件を設け、犯罪歴のある主体、組織暴力団関係者等を排除

#### カジノに伴う不正防止・場内の秩序維持

ゲームに用いられる器具・機材・機械・システム等を製造・販売する主体は、国の機 関に申請し、同法人による認証を取得しなければならない

カジノ場内における警備、監視、秩序・安全保持については基本的に施行者・運営受 託事業者の責任

#### マネーロンダリング対策

カジノも「指定非金融業」としてマネーロンダリング規制のための義務(本人確認及び記録の保管、疑わしい取引の届出)を負う

現在政府でマネーロンダリング対策に関する新法を準備中

#### 過度の賭け事の抑制・カジノ依存症患者等対策

クレジットによる賭け事、カジノ場内ないし近隣特定地区における ATM の設置、金銭貸付の禁止

外国人観光客を除き内国人に対する利用時間の制限、入場料の賦課等、一定の需要抑制策も可能

カジノ依存症患者等を対象に、施設・地域単位にてカウンセリングや治療等の体制を 具備することを検討

本人や家族の申し立てに基づくカジノからの依存症患者自己排除プログラムの実施等 必要なセイフティネットを構築

#### 地域環境対策の自主的推進

警察、教育、保健衛生、金融等の当局及び有識者で構成し、組織犯罪の介入防止・風俗環境の悪化防止・依存症対策等について勧告、助言する「地域環境管理委員会」の設置を施行者に義務付ける

# 4.「カジノ構想」に関する地域の動向

地域経済の活性化、観光産業の振興、雇用創出等の観点から、地域や自治体においてもカジノ合法化、カジノ誘致を目指した、各種の協議会、研究会等が立ち上げられている。

平成 14 年から平成 16 年にかけて、地方においてカジノに関する活発な調査、研究が行われていたが、現在は、日本で「カジノ」がどのような仕組みで実施されるか、法を整備する国の動向を見守っている状況にある。

そのような中、平成 18 年 6 月に自由民主党カジノ・エンターテイメント検討小委員会が、「カジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定したが、基本方針において示された「地方に一定のリスクの分担を求める仕組み」への抵抗感もあり、許可・認可制での民設民営によるカジノを望む声もある。

### 地方自治体カジノ研究会(協議会)

東京、神奈川、静岡、大阪、和歌山、宮崎の6都府県で組織(平成15年2月)。 カジノを合法化する「カジノ特別法」の制定を国に求める研究報告書を作成(平成16年3月)。

#### 8回の研究会議を開催

平成 16 年 3 月、研究会を発展的に解散し、地方自治体力ジノ研究会メンバーを中心に、新たに「地方自治体力ジノ協議会」を発足(東京、神奈川、静岡、大阪、和歌山、宮崎)。同協議会オブザーバー参加している自治体は、北海道、茨城、山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、山梨、愛知、奈良、広島、香川、長崎、大分、沖縄。

平成 16 年 8 月に第 1 回協議会を開催(以降、国の動向等を注視しながら、メンバー間で情報交換を行っているが、協議会は開催されていない)。

### 民間団体や自治体においてカジノの検討の動きが見られる都道府県(24都道府県)

北海道、岩手、秋田、宮城、山形、福島、栃木、<u>東京、神奈川</u>、<u>静岡</u>、石川、愛知、 三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、香川、徳島、山口、大分、長崎、宮崎、沖縄

商工会議所等の民間団体主導の地域と自治体主導の地域に分かれる 下線は「地方自治体カジノ協議会」参加自治体

#### 日本カジノ創設サミット

カジノ計画を発表している地域の関係者らが、年に一度「カジノ創設サミット」を開催情報交換やアピール強化を目的とし、国会議員や学識経験者、民間関係者などによるパネルディスカッションやカジノ構想を具体的に検討、調査研究を行った誘致団体が構想案等を発表

第1回カジノ創設サミット 石川県珠洲市(平成15年8月30日、31日)

- ・市民グループ「珠洲にラスベガスを創る研究会」の呼びかけで実現
- ・同市や静岡県熱海市、沖縄県などカジノ誘致を進める9団体が参加

#### 第2回カジノ創設サミット 静岡県熱海市(平成16年9月24日、25日)

- ・熱海・カジノ誘致協議会が主催
- ・石川県、沖縄県、大阪府(堺)など8都府県のカジノ推進団体の代表者ら600人が参加

#### 第3回カジノ創設サミット 秋田県秋田市(平成17年12月10日、11日)

・NPO 法人イーストベガス推進協議会が主

#### 第4回カジノ創設サミット 沖縄県那覇市(平成19年2月17日)

- ・カジノ創設サミットin沖縄実行委員会が主催
- ・県内外の経済団体や行政関係者ら約 500 人が参加

#### 第5回カジノ創設サミット 徳島県徳島市(平成20年2月16日)

・日本カジノ健康保養学会が主催

#### \* \* \* カジノ創設サミットで示された課題 \* \* \*

#### 【第4回 沖縄】

#### 有望なカジノ市場

1つは、人口集中圏に近い、もしくは人口集中圏との交通アクセスが整備されている、もう1つは、観光資源を有していること

#### 地域のコンセンサス

地域住民の同意がない限りカジノはできない。観光を軸に地域の人々が議論し、合意 形成した上でカジノを創ることができて初めて、誰もが行きたいと思うような施設にな る。

### 地域らしさ

日本全国で同じ様なリゾートができても、日本の魅力が発揮できない。その地域にある良さを、日本の国際観光振興のため、どの様に世界に発信できるか、自治体サイドで十分練った上で、国がカジノを許可する。

#### 【第5回 徳島】

#### カジノの設置場所

「日本にはカジノの専門家はいないので、ここなら絶対大丈夫といえる人はいない。」 「最後は地元で判断して、万一失敗しても我慢ができるという覚悟も必要。」

#### 基本方針におけるカジノの仕組み

日本の法律では、現在、国の事務と地方の事務(法定受託事務、自治事務)は厳格に分かれており、基本方針で示されているような仕組みでは、国の事務なのか、地方の事務なのかが、不明確。

#### カジノの設置数

基本方針のスキームである「全国に分散した10ヶ所程度のカジノ」という前提では、マカオのような集積効果は見込めない。

#### 雇用形態

チップ制度のない日本ではどうしても人件費が高くなり、労働集約型のカジノ産業では不利になるため、一人当たりの単価を上げようとすると、集客の幅が限られる。

外国では人件費は安く、労働者はチップを副収入とし生計を立てるが、日本ではチップ の概念がないため、人件費が高くなり、経営を圧迫する恐れがある。

# 主な地域の取組み状況

自治体名	自治体のかかわり	取組み内容
東京都	主に自治体主導	平成 13 年 11 月に策定された「東京都観光産業振興プラン」において、新しい都市型観光の創出としてカジノ等新たな観光資源の開発が位置づけられた。 平成 14 年 3 月、都議会自由民主党が、「TOKYO カジノ創設議員連盟」を設立。 平成 14 年 10 月には「東京都都市型観光資源の調査研究報告書」を発表。平成 14 年 11 月には東京都税制調査会が、カジノ検討の際には「カジノ税」を地方税として検討するべきとの答申。 平成 15 年 10 月、カジノ実現に向けた活動や経済波及効果、法整備の必要性をまとめたPR用リーフレットを作成。同年 12 月、「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」を公表。 平成 16 年 3 月、地方自治体カジノ研究会として取りまとめた「研究報告書」を発表。同年 8 月、地方自治体カジノ協議会を発足(以下、協議会メンバーの都府県は同様)。 地方自治体カジノ協議会メンバー
神奈川	主に自治体主導	平成 15 年 6 月に、地元自治体と経済団体等から成る「京浜臨海部再生会議」が発足し、その下に「アミューズメント・ワーキンググループ」が設置され、羽田空港の再拡張・国際化に伴うアミューズメント機能導入について、カジノを含めた検討が行われている。横浜市、川崎市も同会議には参加。平成 20 年度の県予算に、カジノ調査研究事業費が計上されている。 地方自治体カジノ協議会メンバー
静岡	熱海市 民間・自治体ともに 積極的 議会意見書提出	平成 13 年 9 月若手ホテル経営者らが、「熱海カジノ誘致会議」を組織、同年 10 月市議会にカジノ合法化を請願し、同年 12 月議会で意見書が採択された。平成 14 年 7 月には、官民一体の「熱海・カジノ誘致協議会」が設立されている。また、カジノのあるべき姿において議論を呼び起こす観点から、平成 14 年 10 月、静岡県は「カジノ特別法の試案」を提案した。平成 15 年 1 月、熱海市と熱海カジノ誘致協議会が、「熱海温泉郷観光振興特区」としてカジノに係る賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備を導入することを提案した。平成 16 年 9 月には、「第 2 回日本カジノ創設サミット」が熱海市で開催。地方自治体カジノ協議会メンバー

	T	
大 阪	主に自治体主導	平成 14 年 1 月に大阪市、経済団体等とともに「観光立都・大阪」宣言を発表し、この中で「カジノ等の新たな集客施設の誘致を検討する」こととした。 平成 14 年 4 月には、「経済再生特区」構想を国に提案し、この中で関西国際空港の対岸のりんくうタウンに、カジノ、ショー、ショッピング、グルメなど家族で楽しめるアミューズメント産業の集積を図るため、「カジノ特別法制定」を盛り込んだ。この特区については、平成 14 年 8 月の構造改革特区の 1 次提案募集において、正式に提案を行った。 平成 17 年 3 月、財団法人堺都市政策研究所が、「都市型エンターテイメント施設基本計画に関する調査研究報告書」を発表。  地方自治体カジノ協議会メンバー
和歌山	主に自治体主導	和歌山県は、平成 14 年 5 月に、カジノを核とした複合レジャー産業の集積を図る「レジャー特区」を創設するため、カジノに係る賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備を国に提案した。 平成 16 年 12 月、和歌山社会経済研究所が「和歌山県におけるカジノの可能性に関する調査・研究報告書」を発表。 平成 19 年 10 月、県はカジノ・エンターテイメントに関心のある市町村や経済団体等と共にカジノ・エンターテイメント研究会を設置。 平成 19 年 12 月、和歌山社会経済研究所が、県民アンケートを実施した(誘致に賛成 40.2%、反対 22.6%、わからない 37.2%)。 地方自治体カジノ協議会メンバー
宮崎	県・市がカジノ特区を 国に提案 議会意見書提出	平成 12 年 9 月、宮崎市議会は、カジノ合法化に向けた取り組みを行うことを含む「国際観光・リゾート形成のための新たな政策展開と地方財政基盤の強化促進を求める意見書」を提出。 同月、県議会議員有志が、カジノ合法化等の観光・リゾート産業の活性化に関する施策について調査・研究する「新地域活性化促進問題研究会」を設立。その後、経済界と県議会が中心となってカジノ構想が浮上し、平成 13 年 3 月には県議会で「カジノ合法化を求める請願」「カジノ合法化に関する請願」が採択された。 平成 14 年 8 月には、宮崎県及び宮崎市が、「国際観光コンベンション特区」として、カジノの容認等を含む規制の特例を導入することを提案した。 地方自治体カジノ協議会メンバー

秋田	主に民間主導	コンピュータベンチャー等の民間団体が中心となって、地元の活性化を目的として、トータルで楽しいまちづくりを目指す「イーストベガス推進協議会」が設立されている。 平成 12 年度には雄和町の長期基本計画にも同構想が盛りこまれている。 平成 17 年 12 月、同協議会が「第3回日本カジノ創設サミット」を開催。
石川	民間・自治体ともに 積極的	地方自治体カジノ協議会オブザーバー
	珠洲市 議会意見書提出	平成15年の能登空港開港をにらみ、平成12年5月に民間主体で「珠洲にラスベガスを創る研究会」を設置した。 平成13年2月には珠洲市長・市議会に要望書を提出しており、平成14年6月には珠洲市議会において「カジノ法制化を国に求める意見書」が可決された。同年11月に、「カジノ体験会」も開催している。 平成15年8月、同研究会を中心に「第1回日本カジノ創設サミット」が珠洲市で開催された。
	加賀市	平成 14 年 8 月、加賀市が「加賀温泉観光経済特区 (カジノ特区)」として、規制の特例を導入すること を提案した。
愛知	主に民間主導	平成 14 年 1 月、常滑商工会議所が、中部国際空港 対岸部(前島)において集客の核施設としてカジノを 提案した。
		地方自治体カジノ協議会オブザーバー
三重	鳥羽市 主に自治体主導	平成 14 年 6 月市議会で、鳥羽市長が観光地鳥羽の 再興手段としてカジノ導入を前向きに検討したいと 答弁。 内容は、中部国際空港と海上タクシーで結んで、島 と海を生かしたカジノ施設と宿泊地を設ける滞在型 観光地づくりを目指すとしている。 平成 15 年 1 月、鳥羽市が「観光産業特区」として、 従来の景観美・海の幸・観光施設を活用した上にカジ ノを開設することを提案した。
滋賀	主に民間主導	平成 15 年 3 月、滋賀工業会や大津商工会議所など 経済団体、国会・県会議員有志が琵琶湖での船上カジ ノ場開設を目指して「びわ湖にカジノを浮かべる会」 を設立した。
香川	主に民間主導	平成 14 年 7 月、香川経済同友会が、カジノ運営による経済効果、本四架橋問題に関する財源の確保、地方主権の確立等を目的とした「瀬戸内海カジノ構想」の緊急アピールをまとめ県知事に提出した。
	•	

	1	
大 分	別府市主に民間主導	平成 12 年 12 月に別府商工会議所などが、別府市 長、別府市議会、大分県知事へ要望するなど、商工会 議所が中心となり積極的に推進。 地方自治体カジノ協議会メンバー
長崎	佐世保市 民間・自治体ともに 積極的	平成 19 年 8 月、長崎、佐世保地区の主要経済人 13 人が発起人となり、「西九州統合型リゾート研究会」 が発足。会長には佐世保商工会議所会頭が就任し、ハ ウステンボスから大村湾までを含めた広域的な統合 型リゾート地の実現について検討。 地方自治体カジノ協議会オブザーバー
沖縄	民間・自治体ともに積極的県が調査研究	平成 13 年 3 月、県内主要経済団体で構成されるゲーミング調査会が海洋モール複合施設を中心としたカジノ導入モデル案を作成した。平成 13 年 8 月には、県経済団体会議が政府自民党に陳情活動を行っている。 平成 15 年 4 月には、沖縄県が「エンターテイメント事業可能性調査報告書」を公表、そのなかでゲーミング(カジノ)の実態調査及び、沖縄県内での事業可能性についての検討を行っている。 平成 16 年 2 月、県建設産業団体連合会等が、カジノを中心とする大型リゾートを誘致・建設する構想を明らかにした。 平成 19 年 2 月、「第 4 回日本カジノ創設サミット」が那覇市で開催。 平成 19 年 4 月、県は観光企画課に担当職員を 2 名配置。 同年 8 月、「研究会」を設置し、平成 20 年 2 月までに 4 回にわたり検討会議を開催している。 地方自治体カジノ協議会オブザーバー

# 2章 カジノ導入に伴う影響分析

# 1.カジノ導入に伴う一般的影響

### (1)社会経済への影響

カジノ施設の設置は、地域社会における人、モノ、金の流れや、地域住民の行動パターンを大きく変えてしまうだけの影響力があると考えられることから、カジノ導入によってもたらされる各効果を想定しておく必要がある。

現時点ではカジノに関する法的規制や具体的な運営方法などが不明確であるため、諸外国の状況や関係報告書を参考に、一般的に想定されるカジノ導入に伴う効果と懸念される問題点の整理をおこなった。

### 経済的な事項

	カジノ施設整備に伴う初期投資、建設事業に伴う雇用の創出、施設の維持管理にかかる投資の増加。 カジノを目的とした観光客の増加に伴う観光収入の増加など、 地域内の他の経済への波及効果。
経済波及効果	(成功例) ・マカオでは、ウィン・リゾート社の「ウィン・マカオ」への投資額が約650億円、ラスベガス・サンズ社の「ベネチアン・マカオ・リゾート」への投資額は約2,800億円であったという。 ・これに伴い、マカオの2006年のGDPは約144億 <sup>ト</sup> ル、実質経済成長率17%と急速な成長を遂げ、同年の一人当たりのGDP(域内総生産)は2万8千 <sup>ト</sup> ルと香港(2万7千 <sup>ト</sup> ル)を初めて抜いた。
	カジノ産業および宿泊、飲食、ショッピング、コンベンション などの周辺関連産業での雇用の創出。
雇用創出効果	(成功例) ・マカオでは、カジノや高級ホテルの相次ぐオープンにより、ホテル従業員、カジノディーラー等カジノ関連産業での労働需要が高まり、2006 年の平均失業率は 3.8% と 2003 年の 6% から大幅に改善した。
新たな産業の創出	カジノが合法化されている国や地域では、カジノは非日常性等 を楽しめる大人の社交場として位置づけられており、新たなエ ンターテイメント産業として、観光資源となりうる。
	(成功例) ・ マカオの大型カジノ施設では、アメリカのラスベガスと同様 に、世界的なエンターティナーによるショーが連日開かれて おり、ショービジネスが成立している。

### 課題

#### 経営不振になる可能性

地方における公営競技(競輪、競艇、競馬等)の不振や、サッカーくじの売上不振など、ギャンブル産業は必ずしも成功するとは限らない。とりわけ、カジノは、他の公営競技と異なり、主催者は同時に賭の一方の当事者になるため、必ず儲けを出す性格のものではない(公営競技の場合は、賭金総額により配当倍率が決定されるが、カジノの場合、予め配当倍率が決まっており、結果次第では高額の配当を主催者側は支払わなければならない)。

さらに、ライセンスの取得、施設の整備、維持、運営費、警備および監視の経費など、事業の継続のためには、多額の費用が必要であり、国内外の他のカジノとの競争力を十分に考慮した施設の規模、立地、運営を行わないと経営不振に陥る可能性がある。

### 税収および社会資本の整備に関する事項

# 新たな財源の 確保

カジノ事業による収益(税)を地域振興や観光振興などに活用できるほか、関連産業からの税収の増加が期待される。

例えば、カジノによる直接収益(税)や関連施設等からの固定 資産税、カジノや関連産業の従業員の所得税の増収が期待され る。

ただし、現在の自民党小委員会案では、カジノ本体からの税収入はない。

#### (成功例)

・マカオでは、カジノからの税収は税収全体の約56%を占め、2006年の税収は約5,350億円。こうした税収入の堅調な伸びを背景にマカオでは2007年から中学生以下の教育費が無料となっている。

#### 課題

#### 社会的コストの発生

十分なインフラが整備されていない地域にカジノを設置する場合は、交通機関 や道路の新たな整備のほか、犯罪防止のための警官増員などの社会的コストが 新たに生じる。

#### 社会的問題に関する事項

# 違法・無法 カジノの排除

カジノを合法化した国や地域の中では、社会問題化していた違法カジノに対し、賭博を禁止し、取り締まるのではなく、法律でコントロールしていくという考えから合法化したところもある。日本においても、違法カジノの摘発が相次いでおり、闇賭博が行われている現状から、カジノを合法化することで、闇賭博を撲滅し、犯罪を減少させる可能性がある。

### 課題

暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への影響

暴力団等の犯罪組織がカジノに関与することにより、活動資金源となり、組織 強大化や利権をめぐる抗争激化を招く可能性がある。

また、カジノ内外で、売上金や遊ぶ金欲しさの犯罪が発生することにより、地域の治安が悪化する、あるいは、カジノ設置の周辺地域における騒音や風紀の 乱れが発生し、治安や環境の悪化を招く可能性がある。

#### 青少年への影響、ギャンブル依存症の増加

カジノの存在が、射幸心をあおり、一攫千金の考え方が勤労や勉学意欲の低下 をもたらしたり、非行の原因につながる可能性がある。

また、カジノの普及により、いわゆるギャンブル依存者が一層増加する可能性がある。

#### (2)諸外国での対応策

カジノ導入にあたっては、上記で挙げたように、組織悪の流入や依存症の問題を遮断し、 賭博行為を健全化する枠組みが不可欠であると考えられる。

諸外国のカジノでは、事業者・従業員や来場客による不正を防止してゲームの健全性を 高め、施設内外の風紀・秩序を保持して安全性を確保するため、カジノの運営全般につい て様々な規制が実施されている。

#### 犯罪増加、治安及び環境の悪化の防止

1996 年にアメリカ連邦政府により組織された「アメリカゲーミング影響評価委員会 (NGISC)」が実施した調査では、「カジノと犯罪増加を結びつける証拠は無い」と報告されている。また、アメリカ・ニュージャージー州アトランティック・シティでは、カジノ内の監視カメラの設置場所や数、バックヤードに整備すべき諸室の種類等が法令で義務付けられており、カジノ外でも警官や警備員による 24 時間パトロールや警備体制が確立されたため、カジノ合法化前の 1977 年に 69.9 件であった観光客 1,000人当りの犯罪発生件数は、1996 年には 52.6 件になるなど、カジノ導入後に「犯罪発生率」が低下したという。

しかし、カジノ導入によって人口や観光客が増加すると、それに伴って「犯罪件数」 自体が増加する可能性は否定できない。例えば、マカオの犯罪発生件数は増加傾向に あり、1997年の8,162件から2006年の10,855件へと増加している。マカオ警察では、 この増加要因について、マカオの好景気に伴う観光客の急増、中国大陸からの犯罪グ ループの増加、青少年による犯罪の増加が影響していると分析している。

#### 青少年への悪影響の防止

アメリカでは 21 歳以上の者でなければカジノで遊技ができず、入場も禁止されているため、カジノ内部ではディーラーや従業員が疑わしい者に対して身分証明書の提示を求める等、常に注意を払っている。これに違反した場合、カジノに対して非常に厳しいペナルティが課せられ、数 10 万<sup>ト</sup>ルもの罰金を払うこともある。

成長著しいマカオにおいても、現在の「18 歳以上」の入場要件を「21 歳以上」に引上げることが検討されている。

#### 暴力団等組織悪介入の排除

アメリカ・ニュージャージー州ではカジノ管理法に基づいて様々な規制を実施しているが、この中核をなすものとしてライセンス制度がある。

ライセンス制度とは、カジノの事業者、ディーラー等の従業員及び関連企業等に個別に特権を付与する制度で、世界各国で広く採用されている。ライセンスを申請する者には、honesty(誠実)、integrity(清廉潔白)、good character(品行方正)が求められるが、審査は極めて厳格で、僅かでも適性を欠く者には付与されず、ライセンス取得後も取り消されることがある。

### ギャンブル依存症対策

ギャンブル依存症はアルコール依存症と異なり、その症状が外見からは判断しにく く、場合によっては、家庭崩壊や犯罪といった深刻な事態になるケースもある。

アメリカでは依存症者を支援するいくつかの組織があるが、こういった支援活動の 資金は業界団体等の献金によって賄われているのが一般的である。また、カジノ収益 の一定割合を依存症の治療や施設のために使うことを合法化の条文に明記したり、ラ イセンス取得の条件とする州もある。

# 2. 本市における立地可能性について調査研究会で出された意見

本市におけるカジノの立地可能性について検討した結果、次のような意見が出された。

# (1)市の政策への適合性

新たな観光資源の創出	本市には様々な観光資源があるが、宿泊してまで楽しめる施設は少ない。カジノは観光収入を増加させる起爆剤となるような、新規性のある観光資源となる可能性を持っており、日本国内に数が少ないという条件がつけば、カジノを設置することの効果は大きいと考えられる。
新規産業の集積	国内初のカジノが設置された場合、関連するカジノ機 材製造などの新規産業の立地も期待ができ、諸税収入が 増加することなどの効果をもたらす可能性がある。
市の風土との調和	これまで地道に培ってきた「ものづくりのまち」、また今後推進する「人に優しく元気なまち」のイメージからは、「カジノ」は馴染みにくい。
公営競技への影響	競輪、競艇、競馬ファンがカジノに足を運ぶようになれば、少なからず既存事業への影響が予想される。

# (2)ロケーション

立地可能な地域の イメージ	交通利便性や既存施設との連携、土地確保の可能性などを踏まえて、「空港島」、「東田地区」、「小倉駅北口地区」などを候補地にあげて議論を行なったが、規制などの諸条件が多数あることや、土地利用計画との整合を図る必要があることなどから、具体的な候補地の選定までには至らず、今後の課題となった。
集客性	対象が内国人向けであれば、交通の利便性について大きな問題はないものの、外国人観光客を受け入れる動線は十分ではなく、仮に東京、大阪などの国際空港のある都市にカジノが設置された場合、国内での競争に勝つことが困難。
他の施設との融合	カジノ設置を表明している他地域に比べ、長期滞在につながるリゾートや温泉などの既存の観光資源がなく、また 1000 人以上が宿泊できるホテルもないため、複合的なカジノ施設、地域を構築する場合は巨額の初期投資を要する。

# 世界的な市場からみた 北九州市

日本国内の競合地域だけでなく、韓国、マカオ、シンガポールなどアジア諸国のカジノマーケットが存在するため、カジノ設置によって爆発的な新規観光客の取り込みは難しい面もある。

# (3)経済波及効果

一般的効果	カジノ産業及び周辺産業(ホテル等)や他産業(物販 業等)における雇用の創出や自治体収入の拡大などが考 えられる。
限定的な経済波及効果	カジノ設置は、公営競技のチャンネルを一つ増やすだけであり、一時的な効果が生じたとしても、未来永劫繁栄し続けるとはいえない。 また、韓国では赤字の施設も存在しており、オーストラリアのようにカジノ施設の利用客の大半が地元住民となった場合には、大きな資金流入は期待できない。

# (4)地域社会への影響

法整備による新たな施策	カジノ収益による慈善活動等が行われるならば、教 育、地域の環境整備への貢献が促進される。
犯罪の増加	諸外国の例をみる限り、一概に犯罪増加につながると は言えないが、強盗、スリ等の犯罪が増加するおそれも 否定できない。
教育、地域環境への影響	勤労意欲の低下、多重債務者の増加などの社会現象を 見ることによる青少年への悪影響や、ヤミ金融、質屋の 乱立といった地域環境への悪影響が懸念される。

# (5)市内における動向

民間団体の動き
---------

# (6)ギャンブル依存症患者対策

依存症患者の増加	ギャンブル依存症患者の一定数の増加は免れず、その ための依存症対策等に伴う福祉経費の支出などが考え られる。
合法化による対策の充実	カジノの合法化により、カジノ収益を、未然防止策に加え、依存症患者の治療などの事後対策や他の依存症対策にも使うことが可能となる(ただし、こうした考え方は本末転倒ではないかという意見もある)。

# 3.カジノに対する意識調査(市職員アンケート結果から)

今回の調査研究の一環としてカジノに対する意識調査を実施した。

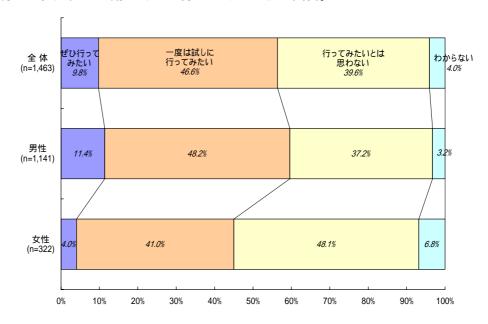
なお、カジノの仕組みが確定されていない現状では、市民に直接アンケートをすることは難しいと判断し、調査対象を本市職員とした。

実施期間は平成 19 年 8 月 6 日 (月)~17 日 (金) 1,463 名 (男性職員 1,141 名、女性職員 322 名)から回答を得た。(アンケート結果の詳細については、資料 1 (P27~)を参照)

#### 日本にカジノが設置された場合、半数以上は「行ってみたい」

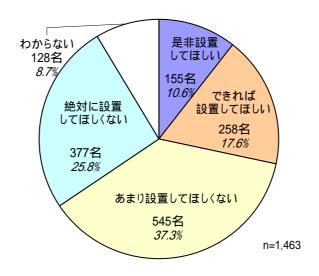
国内にカジノが設置された場合、「是非行ってみたい」143 名(9.8%)、「一度は行ってみたい」682 名(46.6%)と、半数以上が「行ってみたい」と回答。

男女別では、男性で6割近くが「行ってみたい」と回答。



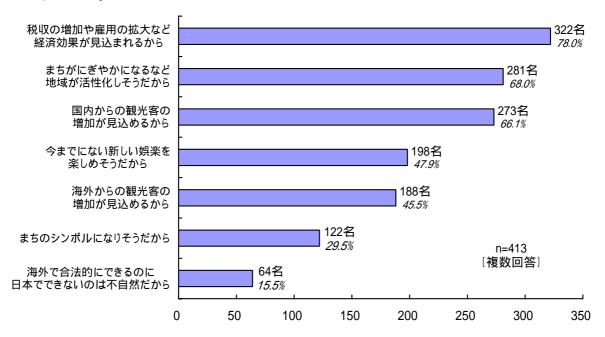
#### 市のカジノ設置に賛成は3割弱

本市へのカジノ設置については、「是非設置してほしい」、「できれば設置してほしい」と設置に前向きな回答は 413 名 ( 28.2% ) 「あまり設置してほしくない」、「絶対に設置してほしくない」と設置に否定的な回答が 922 名 ( 63.0% ) であった。



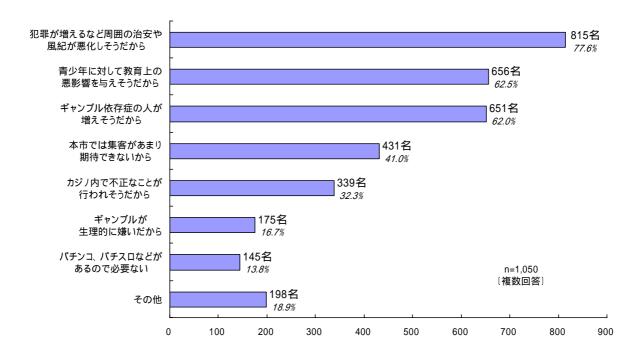
### カジノの賛成理由

カジノ設置の賛成理由では、「税収の増加、雇用の拡大」などの経済効果を期待する回答が最も多く、次いで、「地域の活性化」や「国内からの観光客の増加」を期待する回答が多かった。



#### カジノの反対理由

カジノ設置に反対の理由では、「治安や風紀の悪化」を心配する回答が最も多く、次いで「青少年への影響」、「ギャンブル依存症患者の増大」を懸念する回答が多かった。



# 4.カジノ設置における地方都市の課題

現在示されている自民党小委員会の「基本方針」を元にカジノ設置を検討した場合、 地方都市における課題を整理すると、

#### (1)国が考える好ましい地域はどこか

~ 国はどのような地域がカジノ設置にふさわしいと判断するのか~

当該自治体の政策として、明確にカジノが位置づけられ、カジノを支えるインフラや仕組み、システムが存在することが必要となる。したがって、単に「カジノをやりたい」と提案するのではなく、「観光地としての集客力」や「将来にわたる集客能力」等を勘案し、カジノを設置することにより、一層魅力が充実するような地域であることを示す必要がある。

#### (2)経済性、市場性の問題

~ カジノを設置した場合の市場規模、集客規模が他の地域よりも優れているか~ 候補地の中で、集客力のある観光資源が現在も存在している場合は、カジノの設置に有利となるが、他方、何もないところに巨大施設をつくり、それから集客を図るという地域は不利である。また、大都市等で多くの集客が見込め、十分に採算が取れるだけの利用者数が見込める地域であることも必要である。

#### (3) 資金調達および民間事業者の問題

~開発に必要な民間資金を地方都市がどれだけ調達できるか~

リスクは民間と自治体が分担することになっている。ラスベガスやマカオなどの世界の都市を相手にビジネスとして成り立つ地域が日本にどのくらいあると民間が判断するか。

また、基本的にリスクを担う民間事業者が市場性、立地場所における推定集客規模などを考慮し、事業性の有無を判断することになる。

国から当面の2~3箇所に選定された地域に対しては、協力を申し出る民間事業者が存在すると思われるが、その後選定されていく地域は、より厳しく事業性の観点から判断されていくことになるだろう。

#### (4)リスクの分担

~ 地方自治体にとって最も大きな課題~

地方財政が厳しくなる中、カジノ施設の建設(ホテルやショッピングモールなどの施設は民間が建設)や、その後の管理運営費用の分担方法が不明瞭であるため、カジノの設置自体が自治体にとって「大きな賭け」になる可能性もある。

また、カジノで収益を上げながら、初期投資費用の回収、施設の魅力を充実し続けるための継続的な投資を行う必要があり、採算性について十分に検討する必要がある。

## 5.まとめ

一般論として、カジノ設置による経済波及効果は大きなものが予想されるが、国内 はもとより、マカオやシンガポールなどのカジノ施設を相手に、より魅力的な施設、 地域を構築しなければ集客が難しいという現実もある。

また、自民党小委員会が示すように「自治体が設置主体となる」のであれば、ホテル、アミューズメント施設を除くカジノ施設本体の整備は、たとえ民間に委託したとしても、自治体が責任を負うことになり、巨額の初期投資が必要となる。カジノをオープンしたが、近隣の内国人しか来場せず、外国人観光客は東京、マカオ、シンガポールなどのカジノ施設に集中するといったケースも考えられる。自民党小委員会では、将来的に日本国内で10箇所程度カジノを設置するとしているが、その地域間競争にも勝たなければならない。

本調査研究会では日本特有の娯楽である「パチンコ・スロット」についても、様々な意見が出た。30 兆円市場といわれるパチンコ・スロット産業の動向や、パチンコ・スロット店がいたる所に存在し、気軽に楽しめる環境である日本にどのくらいの「カジノ」需要があるのか不透明である。

外国人観光客の集客があまり期待できない地域の場合、内国人をいかに集客できるかということになるが、パチンコ・スロットより手続が煩雑な「カジノ」が日本人にどのくらい浸透するのかは不明である。

経済波及効果、税財政収入、初期投資額については、「公設公営」、「民設民営」などカジノ設置の仕組みが決定されていない現状で分析を行うことは困難であり、誤った数字が独り歩きをする弊害を防ぐため、国の方針が示された段階で改めて検討することとしたい。

地方の財政状況が大変厳しい中、カジノ設置に伴う収益、税収は魅力的であるが、 カジノ施設の建設やその後の運営にかかる財政負担を考慮すると、カジノ設置の是非 だけではなく、カジノを「誰が建設し、誰が運営するか」という仕組みが地方におい ては、重要なポイントである。

多くの諸外国の例にあるような民設民営型のカジノであれば、カジノの収益に課税することで、自治体にとっては税収の増加が期待でき、財政面のリスク負担の可能性は少ない。また、国設国営(民営)型のカジノでも、自治体にとっては、地域経済の活性化や周辺インフラの整備など、カジノ設置に伴う効果は十分見込める。しかし、カジノの経営に自治体が参画する仕組みでは、常に経営リスクが付きまとうため、より慎重に設置の是非について検討する必要があるだろう。

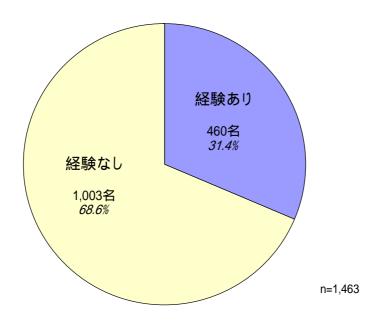
今回、市の内部において市議会の決議に基づいた調査研究を行ったが、設置を表明している地方においても国の動向を見守っている状況にあり、引き続きそれらの動向を見守るとともに、日本におけるカジノの具体像が見えてきた段階で、本市において市民、地元経済界から「カジノ設置」について積極的な活動が見られるようであれば、必要に応じて市民アンケートを実施することなども検討していきたい。

# カジノ(ゲーミング)に関する市職員アンケート調査結果

調査方法	庁内イントラを活用したネットアンケート
調査対象	北九州市職員(イントラパソコンにより回答が可能な職員を対象) パソコン設置台数 5,173 台(平成 19 年 7 月末現在)
有効回答数	1,463 名 (男性 1,141 名、女性 322 名)
調査期間	平成 19 年 8 月 6 日 (月) ~ 8 月 17 日 (金)

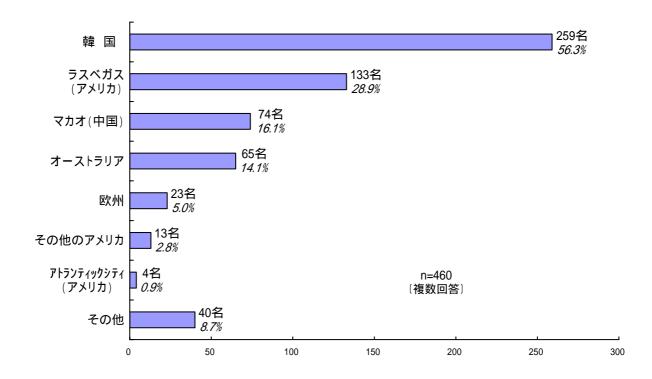
## 海外でのカジノの経験 (設問1)

アンケート回答者 1,463 名のうち、460 名 (31.4%) が海外でのカジノ経験があった。

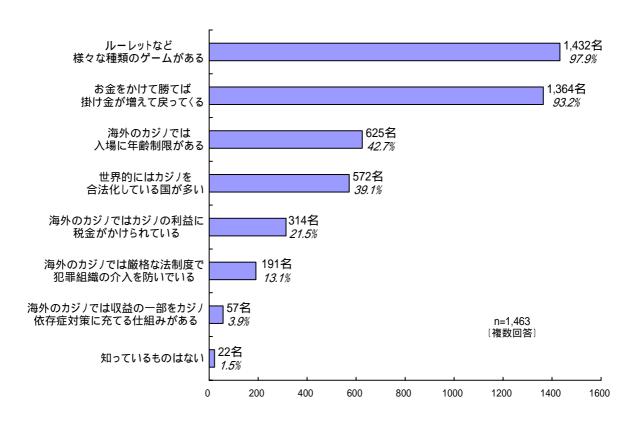


# カジノを経験した地域 (設問2)

海外でカジノを経験した地域は、上位から、韓国 259 名(56.3%) ラスベガス 133 名 (28.9%) マカオ 74 名 (16.1%) であった。

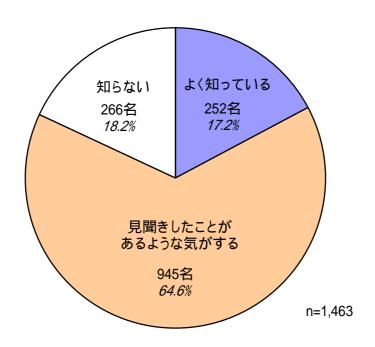


### カジノに関する知識 (設問3)



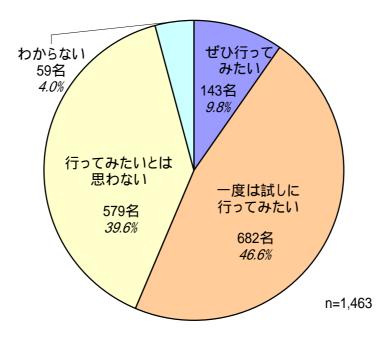
### 日本における「カジノ合法化」に関する認知度 (設問4)

「よく知っている」252 名*(17.2%)*「見聞きしたことがある」945 名*(64.6%)*で、1,197 名*(81.8%)*がカジノ合法化の動きがあることを知っていた。

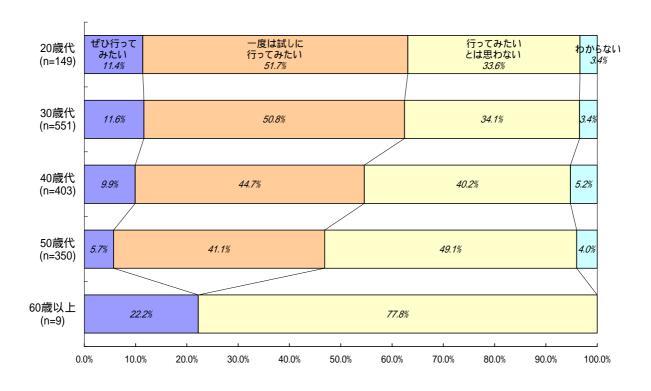


### 日本にカジノが設置された場合に行ってみたいか (設問5)

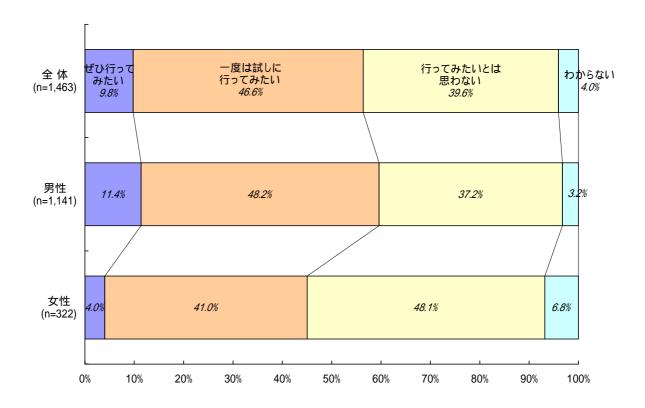
国内にカジノが設置された場合、「是非行ってみたい」143 名 (9.8%)、「一度は行ってみたい」682 名 (46.6%) と、半数以上が「行ってみたい」と回答した。



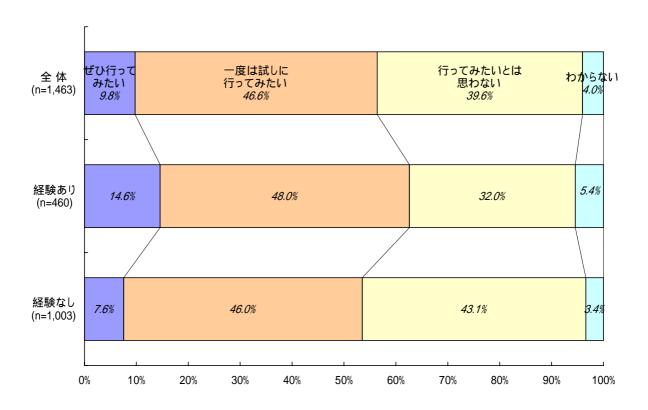
年代別では、40歳代以下の年代で「行ってみたい」という割合は高く、特に、20歳~30歳代で「行ってみたい」という割合が高かった。



### 男女別では、男性の約 60%、女性の約 45%が「行ってみたい」と回答した。

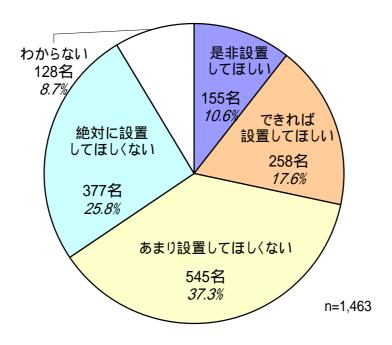


# また、海外でカジノ経験のある者の方が「行ってみたい」という回答の割合が、平均をや や上回っていた。

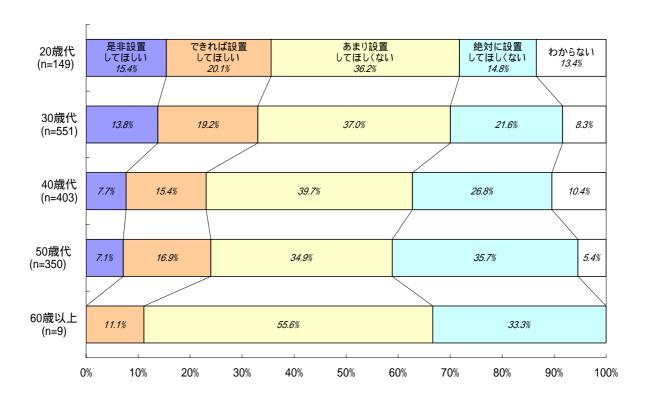


## 北九州市にカジノを設置したいか (設問6)

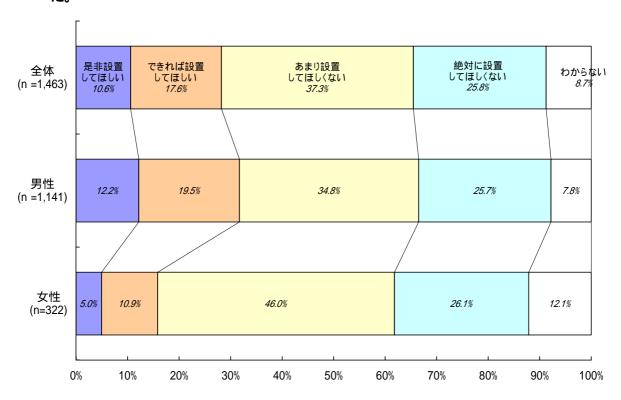
本市へのカジノ設置については、「是非設置してほしい」、「できれば設置してほしい」と設置に前向きな回答は 413 名 (28.2%)、「あまり設置してほしくない」、「絶対に設置してほしくない」と設置に否定的な回答が 922 名 (63.0%)であった。



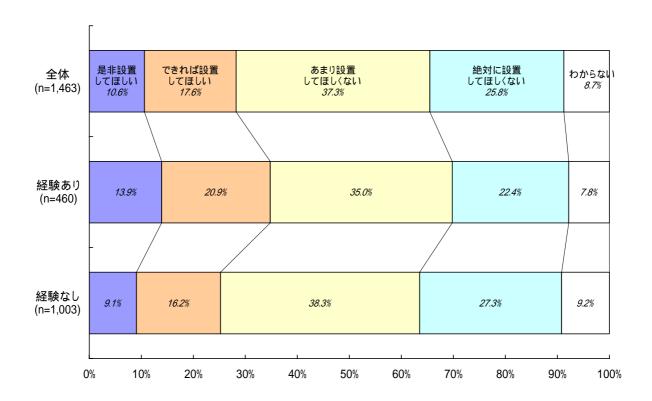
年代別では、年代が高くなるにつれ、否定的な回答の割合が高くなっている。



男女別では、設置に否定的な意見が、男性で約 60%、女性では 70%以上を占めていた。

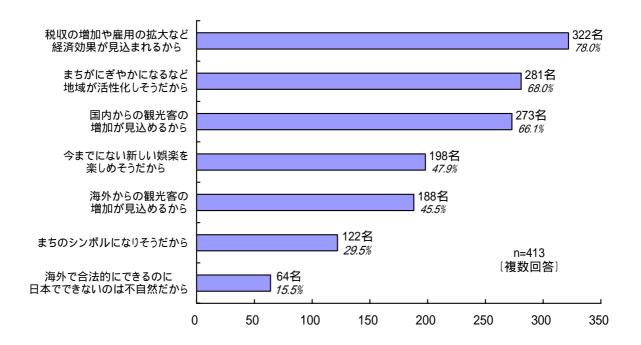


また、海外でのカジノの経験のある者の方が、カジノ設置に前向きな回答の割合は高かったが、6割近くが設置について否定的であった。



# 「カジノ設置」の賛成理由 (設問7) (設置に「賛成」と回答した者のみ)

カジノ設置の賛成理由では、「税収の増加、雇用の拡大」などの経済効果を期待する回答が最も多く、次いで、「地域の活性化」や「国内からの観光客の増加」を期待する回答が多かった。



## 望ましいカジノの形態 (設問8) (設置に「賛成」と回答した者のみ)

カジノ設置に賛成の者に対し、望ましいカジノの形態についてたずねたところ、わずかながら「民設民営」という回答が多かったが、「公設民営」を望む回答も多かった。

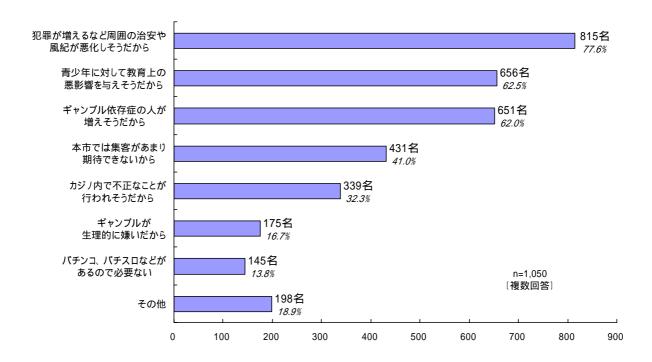
(n = 413)

民設民営 (国の許可の下、民間がカジノを設置し、運営を行う)	120 名 <i>(29.1%)</i>
公設民営 (国の許可の下、自治体がカジノを設置し、民間に運営を委ねる)	117 名 <i>(28.3%)</i>
公設公営 (国の許可の下、自治体がカジノを設置し、運営を行う)	60 名 <i>(14.5%)</i>
国設公営 (国がカジノを設置し、自治体に運営を委ねる)	41 名 <i>( 9.9%)</i>
国設民営 (国がカジノを設置し、民間に運営を委ねる)	38 名 <i>( 9.2%)</i>
国設国営 (国がカジノを設置し、運営を行う)	22 名 <i>( 5.3%)</i>
その他 (例:自治体が許可を与え、民間がカジノを設置・運営を行う、 国・自治体の許可は不要で民間が自由に設置・運営を行うなど)	15 名( 3.6%)

## カジノ設置の反対理由 (設問9) [「反対」および「わからない」と回答した者のみ」

カジノ設置に反対の理由では、「治安や風紀の悪化」を心配する回答が最も多く、次いで「青少年への影響」、「ギャンブル依存症患者の増大」を懸念する回答が多かった。

また、「本市では集客があまり期待できない」という回答も41.0%あった。



# 自由記入欄 (設問10)

市がカジノの設置を検討することや、本アンケートの内容などについて、自由な意見を 求めた結果、667件の意見が寄せられた。

アンケート結果と同様に、カジノに肯定的な意見より、否定的な意見が目立った。 (肯定的な意見 176 否定的な意見 488 アンケートに関する意見 3件)

## 【肯定的な意見の例】

#### 地域振興、観光振興に寄与、経済効果が魅力

逼迫する地方財政のカンフル剤として検討の余地は十分にあると思います。競馬、競輪、競艇に加えカジノということで、「ギャンブルの街」といったイメージが固定化されるなど、デメリットも少なからずあるかと思いますが、国内のみならず中国、韓国、台湾など海外からの観光客の増加も見込めるなど、税収増、雇用創出、都市の知名度アップなどメリットの方が大きいと思われます。是非前向きなご検討をお願いします。

(30 歳代 男)

本市においてカジノが設置されれば、世界的知名度を得るとともに、世界規模での集客、税収増、雇用の拡大が見込まれると共に、既存の本市の魅力もアピールできることになる。これは大きな魅力であるが、反面、治安維持・健全な運営には、相当の労力を費やすことも予想される。デメリット対策を慎重に行い、実現に向けて進めて欲しい。

(30 歳代 男)

#### まちのイメージづくり(ギャンブルの街)

ラスベガスをはじめとした海外のカジノのある都市について、特に悪い印象を持つことはなく、成功事例等を踏まえ、いくらでも課題を払拭できる策は、あるように思える。本市には、現状でも競輪、競馬、競艇全て揃っており、さらに、カジノ設置となれば、全国的にその点をアピールし、本市の顔として売り出す良い機会になるのではないかと思う。 (40歳代 男)

日本にカジノを導入する案には賛成である。実際に公営ギャンブルとしての競馬・競輪・競艇・オートレースなどは国民の理解を得ているし、カジノにしても公営という立場でやるのには問題はないはず。しかも、北九州というのは公営ギャンブルのほとんど全てがやれる(オートレースは飯塚市)ので、この際カジノも設けてギャンブルシティとしてPRするのも良いのでは。 (30歳代 男)

「競輪発祥の地」であり、「競馬」「競艇」を抱える北九州市にとって、「カジノ」は特殊な存在とは言えず、かえってイメージアップとなるのではないか。海外では「大人向けテーマパーク」的に扱われており、公が設置を管理をし、運営を監視すれば問題は少ないと考える。ただし、運営を公が行うことには反対。「PPP」で民間運営が望ましいと考える。 (40歳代 男)

## 条件付賛成

国内数箇所に限定されるのなら、集客効果という点で賛成。風紀問題などを考えれば、 空港島の中での設置が良い。ただし、特区のように結局全国あちこちできるようになる のなら、希少性価値がなくなるので意味がない。 (50歳代 男)

#### その他

空港島内に設置するのが望ましい。空港への連絡は、連絡橋のみなので、保安上取り締まり易いと思われる。また、24時間営業も可能となるのではないか。 (30歳代 男)

### 【否定的な意見の例】

### 治安の悪化、暴力団の関与、青少年への影響、依存症患者の増加

ハートフルなまちを目指している中で、カジノの必要性を疑う。治安悪化に結びつかないというのは、説明のみで、実際は間接的にでも影響がある。公営ギャンブルがこれだけあり、治安も悪い北九州市を、自慢できない。これ以上、治安の悪化に結びつく可能性をふやさなくてもいいのでは。安心して子供を育てることができる、ハートフルなまちづくりをしなくてはならないのでは。 (20歳代 男)

現在でも本市では、暴力団がらみの事件が多く市民生活への悪影響や市へのマイナスイメージが問題となっている。カジノは暴力団排除で行う予定だとしても、影響が全く無いとは言い切れないのではないだろうか。また、自治体にはもっと他に力を入れるべき施策がたくさんあり、この問題に人と予算を使うことには賛成できない。(50 歳代 女)

カジノが設置されれば、全国的にPRされ市外、県外から集客はあると思います。税収面では潤うでしょう。しかし、市外、県外からそんな町には住み、まして子どもをそこで育てたいとは誰しも思いません。一言で言い表すと「カネ潤えど、こころ潤わず」といった感じです。なぜカジノが必要なのか、それは市民のためになるのか、市民が望むことなのか、市民の総意なのかを検証して頂きたいと思います。 (30 歳代 男)

国内にカジノが設置されることには賛成。しかし、北九州市に設置することには反対。 個人的には、税収の増加や地域の活性化になればという思いもあるが、やはり治安の悪 化や青少年に対する影響のほうが心配大。北九州市はもっと別な施策で活性化を。

(50 歳代 男)

カジノのイメージがよくないと思う。暴力追放に取り組んでいるのにカジノが設置されると、さらに暴力団の勢力の増大につながりかねない。それに、ビジターズインダストリーのひとつとして、カジノが有効とはとても思えない。逆に北九州市のイメージがマイナスになるのではないかと思う。合法化されても、東京などとの大都市とは異なり、集客や資金流入は少ないと思うし、まちの活性化にはつながらないと思う。(20 歳代 女)

## これ以上ギャンブルは不要

市内には既にパチンコ等いわゆるギャンブルがそろっており、これ以上類似施設は必要ない。企画政策室で「にぎわいづくり」に取り組んでいるが、カジノの設置が「にぎわいづくり」につながるとは思えない。また、市の財政が厳しい折、カジノの収益が見込めるという意見もあるようだが、それを設置するまでの経費がどのくらいになるのか不明である以上、カジノ設置自体がギャンブルであり、より市の財政を圧迫しかねない。
(30歳代 男)

北九州市には既に競輪、競艇というものがあり、財政が厳しい中あえて市が積極的にカジノを設置する必要はないし、市民からの理解も得られにくいと思う。 (30 歳代 男)

全国どこにもパチンコ・パチスロがあり、市外から客が来るとは思えない。市内には、 宝くじ、競馬・競輪等公営競技もあり、少ないパイの取り合いに過ぎない。市として取り組む価値があるかどうか疑問。 (30歳代 男)

### 集客、収益が期待できない、海外や国内の他都市に勝てない

カジノ設置は、国内における単なる都市間競争ではなく、国家規模での競争となること、その競争に耐えうる財政的基盤が本市にあるのか、冷静に考える必要がある。カジノ設置には、多額の初期投資を要すること、世界規模での競争に勝ち続けるためには、絶えず新たな投資が求められることを考えれば、厳しい財政運営が予想されている本市に、その余力があるとは言い難い。実施にあたっては、相当の説明責任、結果責任が求められることを覚悟する必要があると考える。 (30歳代 女)

カジノの設置を国内に2~3カ所程度(将来的には10箇所程度を予定)としているようだが、国内にたくさん存在しても、互いに客を取り合って共倒れになると、容易に想像できる。全国で一箇所のみ設置するほうが望ましいと思われるが、北九州市がその一箇所にふさわしいかと問われると、疑問が残る。 (20歳代 男)

カジノは、リゾート気分を味わえる場所に立地すべきで北九州市には似合わない。仮にカジノをつくったとしても数年すれば、集客面で苦戦し赤字になることは必至だろう。 (30 歳代 男)

日本にカジノを作ること自体に異論はありませんが、本市にカジノを作るのはいかがなものかと考えます。マカオやシンガポール、韓国に対抗できる規模のカジノが作れるとは考えがたく、中途半端な規模のカジノでは作る意味がない。 (40 歳代 男)

市民税が0円になるなど市民にとってメリットがあればよいが、大きな増収につながらないと思います。議員は市の財政収入を増やすといっていますが、北九州市で本当に成功するのでしょうか。東京や大阪、沖縄など人が多く集まるところにお客さんを持っていかれるのではないでしょうか。 (30歳代 女)

ラスベガス、マカオ、上海、シンガポールは「観光集客」があるからこそカジノの集客がみこめるが、北九州市では他都市ほどの観光客の集客はみこめない。地元の住民にとっては既にパチンコ、パチスロ、競馬、競輪、競艇など様々なギャンブルがある。北九州市にカジノを作っても集客は期待できないと思う。 (30歳代 女)

私が、これまでに行った、または行ってみたいと思ったカジノは、それだけが目的ではなく、エンタテインメントの一つとしてカジノが存在する、というものです。正直なところ、北九州にカジノができたとして、何度も行きたい、という気持ちにはなれないような気がします。逆に、デメリットとして、犯罪の増加や治安の悪化など、青少年に悪影響を与えかねない面が出てくることを、つい心配してしまいます。 (40 歳代 男)

カジノがあるのは世界的に有名な都市か、世界的なカジノの規模で有名になったところで、北九州市は世界的知名度があるわけでもなくラスベガスのような規模でカジノ市場を開拓できるものでもない。釜山にもカジノはあるが寂しい雰囲気で効果はない。公営ギャンブルが3つあってもまとめきれないし収入、集客とも伸び悩む現状では無理。

(40 歳代 男)

賭けないカジノは、いわば大きなゲームセンターや遊園地が出来るというに過ぎない。 出来た当初の数か月は、物珍しさもあって、一度は行ってみようという来訪者も期待で きようが、一度来た客がリピーターとして何度も訪れるかと言えばきわめて疑問だと思 われる。日本各地の遊戯施設・テーマパーク(本市でいえばスペースワールド等)が、 頻繁なアトラクションの入れ替えやあの手この手のPR活動等に莫大な経費と労力をか けて集客に苦労していること、にも関わらず経営が苦しく閉鎖にいたるところも珍しく ないこと、本市の財政にはまったく余裕が無いこと、等を想起すべきであろう。

(30 歳代 男)

日本でのカジノ設置が正式に決まれば、北九州市だけでなく、他の多くの都市もお金になるとわかれば、次々できる。そうなると、魅力的な都市(現在繁栄している都市、近くでは福岡市)に集中し、他のさほど魅力の無い都市は設備、維持だけに金がかかり、プラス面は考えにくい。国が、国内で3箇所限定とかして、その中に北九州市が選ばれるのならば、カジノ設置の効果も考えられるが、そうでなければ、既存のギャンブル(競輪、競艇)と同じ運命をたどると思う。個人的には、カジノに一度行ってみたいとは思うが、たぶん競馬の方が面白いと思う。 (40歳代 男)

カジノのみで成り立つとは思えない。たとえ全国で初めてカジノが設置できたとして も、必ず他の地域にも設置の許可が出る。結局は全国に数ヶ所以上が設置され、その場 合は、やはりカジノの他に魅力を持つ地域がリードすることとなる。人を集める決め手 を求めてカジノを設置するような地域には、他の組み合わせられる魅力はあるはずもな く、いずれ淘汰されていくのは明らかである。 (40 歳代 男)

全国で本市のみならともかく、10箇所も立地する中では経営が厳しくなるのは見えている。よほどの資本先と組めるのでなければ、成功はおぼつかない。設置ありきではなく、検討中止も視野に入れた調査・研究を行ってください。 (40歳代 男)

### 都市イメージが悪くなる

環境首都を目指し「ものづくりのまち」としての再生を図る本市は徐々にスカイブルーの明るいイメージを作り出している。「ギャンブルのまち」は集客には貢献するが都市のイメージが逆の方向にならないでしょうか。 (50歳代 男)

海外のカジノというと、町全体がカジノを中心としたテーマパークのようになり、夜通しネオンできらびやかに街を飾り、ショーなどが行われているというイメージがある。この、エネルギーを大量に消費するシステムは、「環境首都」を目指す北九州の「環境先進都市」のイメージと真っ向からぶつかるものに感じられる。市が目指すものはどちらか。カジノの煌びやかなイメージに目が眩みグリーンピアのような期待だけでできた数字が先行しないよう、慎重な検討を期待する。 (30 歳代 女)

北九州市は、オートレースを除くすべての公営ギャンブルが揃っています。更にカジノを作れば、全国屈指の公営ギャンブルの町となるでしょう。市は文化薫る都市を目指していますが、刹那的に金を使うギャンブルを誘致することで文化薫る都市との整合性をどのように説明するのでしょうか。あるテレビの番組で、北九州市のパチンコ店舗の数は、全国屈指と市の職員が紹介していましたが、事実はそうであるとしても誇れるものでしょうか。税収がなければ何も出来ませんが、あえて誘致をしなければならない施設なのでしょうか。 (50歳代 男)

カジノ等の類の設置については、市の現状ばかりでなく、市の発展してきた軌跡や、将来ビジョンについてもよく議論したうえで検討されるべきこと。安直な「是か非か」の議論はしたくはない。本市は消費都市ではなく、生産都市として、過去も現在も未来も存続することが、もっとも考えやすい市の姿であると感じる。個人的には、この本来的な市のあり方に、異質なものを許容しないということではないが、カジノ設置は市の品格を損ねるものであると断じたい。 (50歳代 男)

暴力団の抗争事件など、「怖い街」というイメージ少なからずあると思われる本市が、「カジノ」の街を名乗れば、ますます街のイメージをダウンさせてしまう可能性がある。また、「カジノ」を楽しめるのは「安全・安心」が確保されてから。本市のイメージも実態も、いまの状況では困難ではないか、集客力も望めないと思う。また「カジノ」という文化が日本人に馴染むのかどうかも疑問。 (30歳代 女)

北九州市は、競輪発祥の地ですが、そのうえ、カジノ設置ということになれば、都市が持つイメージが、ますますギャンブル色濃いものになります。私の感覚では、「良き故郷」・「誇れる故郷」とは相反するものです。また、リスクも大きいのではないでしょうか?治安面も心配もあります。建設費用と経済波及効果との収支バランスについても確実なものがありません。産業振興等の施策での目論見違いならばまだしも、カジノ設置での失敗に市民の税金が費やされたとなれば、納得が得られることではないと思います。カジノ設置には反対です。都市の持つイメージを大切にしていきたいと思います。

(50 歳代 女)

教育・福祉に力を入れ、子育てがしやすい、住みよい街を目指す本市にカジノはそぐわないのではないか。市の方向性に合理的な説明がつかないと思う。経済の活性、観光を第一に推進するなら分かるが。 (20歳代 女)

どうして北九州市で設置なのか。ハートフルのまちを目指すのには全く必要ない。都市のイメージ、暮らしやすさが悪くなるばかりで、何一つプラスにならない。建設費の負担等市の一時的な支出増大で、さらに市の財政悪化を招くことになる。収益の見込みはあてにならない。競輪・競艇がいい例だ。教訓にしないといけない。 (40歳代 男)

#### 地方都市では魅力ある施設をつくれない

ラスベガスしかいったことないですが、街中がカジノ、とにかくお金のかかった豪勢な街という印象でした。エンターテイメントとして広める場合に、街づくりとして十分な投資が呼び込めるか、街全体あるいはその一角がカジノとしてふさわしい景観になるか、疑問です。また、市民の合意形成がされるかも大事だと思います。ラスベガスのような華やかで、楽しい街づくりができるなら歓迎する市民も多いと思いますが、うらぶれたカジノには賛成する人は少ないと思います。つくって、失敗したら、だれがどう責任を取るのですか?

カジノは、観光リゾートや大規模ホテルなどとセットであり、単体では存在できない。 北九州市では中途半端なものにしかならず、将来、必ずや負の遺産になる。絶対にやめ るべき。 (40歳代 男)

カジノは、カジノ単体で存在するものではなく、ホテルやリゾート施設、アミューズメント施設等と複合的に組み合わせないと今後のカジノの国際競争に生きてはいけない。 それだけの立地条件が本市内にあるのかが疑問。 (40歳代 男)

### その他

環境都市を目指しているのに、ギャンブル都市も目指すのはぶれ過ぎでしょう。責任 を持った北九州市像を考えてください。 (20歳代 男)

ギャンブルは人間の本質だから避けられないが、あえて北九州市が設置する必要はない。空港、港湾を生かした企業誘致による産業振興、教育、福祉等住環境整備で暮らしやすい都市経営を進めて欲しい。 (50歳代 男)

地方自治体が主体となると、自治体間の体力差等で大都市に設置される可能性が高く、地域格差の更なる要因にもなりかねない。また、事業成功の可能性が不確定な中で、リスクを地方に負わせる反面、交付金を徴収する等は言語道断だと思う。国の責任で実施すべきと考える。 (30歳代 男)

# マカオ視察 ヒアリングメモ

訪問先:マカオ(中華人民共和国マカオ特別行政区) 訪問日:平成19年12月12日(水)~14日(金)

#### マカオの概略

正式名称は、「中華人民共和国マカオ特別行政区」。450年間ポルトガル共和国の統治下にあったが、1999年12月20日に中国に返還され、香港と同じく特別行政区となる。返還後も司法・立法・行政の自治権はマカオにあり、1国2制度で運営されている。

香港の西南西 60 km、中国大陸の珠江 (Pearl River)の河口に当たる部分に位置し、中国広東省と陸続きの「半島部」と、その南の「タイパ島」、「コロアン島」および埋立地の「コタイ」地区から成り、面積は 28.2 km² (本市の 6 %弱の広さ)。

2007年の推計人口はおよそ 53万人。このうち 95%が中国人で、残りはポルトガル人など。宗教は、仏教、キリスト教のカトリック、プロテスタントが主。

### 主な経済状況

2006 年の GDP は約 144 億ドル、実質経済成長率 17%と急速な成長を遂げている。 また、2006 の年の1人当たりのGDP (域内総生産)は2万8千ドルで香港(2万7千ドル)を初めて抜いている。

カジノを中心とした観光産業に力を入れており、観光客数は、1999年の750万人から2005年には1900万人と倍増。2003年の中国の個人旅行の解禁を契機に、マカオを訪れる中国人観光客の数は年々増加しており、2006年の観光客数は約2,200万人。その内訳は、中国本土客が約1,200万人(54%)香港客約700万人(32%)台湾客約154万人(7%)の順となっている(日本人は22万人)。2007年は、9月末時点ですでに2,200万人に達している。

2002年にカジノ市場への外資参入が認められて以降、ラスベガスや香港資本によるカジノや高級ホテルの建設が相次ぎ、この3年に大型カジノが相次いでオープン、現在も大型の開発プロジェクトが進められている。平成19年12月現在、政府公認のカジノ施設は28施設。

2006 年マカオのカジノ総収益は 72 億ドル(約 8,300 億円)となり、ラスベガスの 66 億ドルを超え、カジノ市場を対外開放して僅か 4 年で世界一となった。マカオ政府に よると、2007 年の 1 月から 9 月の売上高は、前年同期比 47%増の約 73 億ドル (約 8,600 億円)を記録、すでに 2006 年通年の売上高を上回ったと発表している。

急速な経済成長により、マカオの 2006 年の平均失業率は 3.8%と 2003 年の 6%から 大幅に改善されている。これは、カジノや高級ホテルの相次ぐオープンに伴い、ホテル従業員、カジノディーラーの需要が高まったことによるものだが、現在はマカオ全体では労働力不足になっている。例えば、マカオのカジノディーラーの初任給は、およそ 21 万~25 万円と他の職業の初任給(およそ 12 万円)と比べる高給なため、若者のディーラー志望者や転職が増えているという。

## 訪問したカジノの概要

### サンズ・マカオ

- ・ 2004年5月オープン。マカオ初のラスベガス式カジノ。
- ・ テーブルゲーム 700 台以上、スロット 1200 台以上が設置。
- ・ マカオ市街地では最大規模。



サンズ・マカオ

#### ウィン・マカオ

- ・ 2006年9月オープン。
- ・ 運営はラスベガス系最高級ホテル&カジノリゾート「ウィン・ラスベガス」。
- 敷地総面積 6 万 5,000 m<sup>2</sup> (ホテルの客室数 600)。
- ・ 約 10,000 ㎡のカジノにはテーブルゲーム約 200 台、スロット機約 400 台が設置。
- ・ この他、中華料理やイタリアン料理、日本料理などのレストラン、スパなどの施設を持つ。
- ホテル正面にある人造湖では、水と光の噴水ショーを開催。



ウィン・マカオ

### グランド・リズボア

- ・ 2007年2月、老舗カジノ「リスボア」の隣にオープン。
- ・ 運営はスタンレー・ホー (Stanley Ho)氏率いるグループ。
- ・ 高さ 258m の建物は、マカオの象徴でもある蓮の花をかたどっている。建物下部の球形の部分には赤、藍、緑の発光体が使用され、夜はまばゆいばかりに輝いている。
- ・ カジノは 1~5 階まで 5 フロア。テーブルゲーム約 250 台、スロット機約 500 台が設置。



グランド・リズボアとリスボア(右)



グランド・リスボア

### ベネチアン・マカオ・リゾート

- ・ 2007 年 8 月オープン。 ラスベガスのカジノ大手のラスベガス・サンズが開発(投資総額は 24 億ドル(約 2800 億円))。
- ・ 敷地面積 97 万㎡。マカオの埋立地「コタイ」地区にある世界最大規模の総合レジャー施設。
- ・ ベネチアの街を再現した街並みはショッピングエリアとなっており 300 以上のカジュアルブランドショップと 35 店のレストラン、1,000 席フードコートが軒を連ねている。
- 東京ドーム(46,755 m²)より広いカジノには、テーブルゲーム約800台、スロットマシン約6,000台が設置。
- ・ このほか、全 3,000 室がスイートルームのホテル、国際会議場、15,000 人収容のスタジアム、1,800 席の劇場、各種パーティーや会議に対応できる施設がある。



ベネチアン・マカオ・リゾート(外観)



遠景(今も開発の進む周辺地域)



カジノにつながる広く豪華なフロア



ベネチアの街並を再現したショッピングエリア



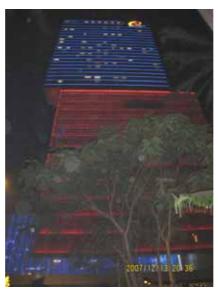
豪華な天井画



カジノにつながる階段ホール(階下がカジノ)

### ギャラクシー・スターワールド

- ・ 2006年10月オープン。
- 運営は、香港系「ギャラクシー・エンターテイメント」社。
- ・ 3 8 階建高層ホテル「スターワールドホテル」に併設。テーブルゲーム約 250 台、スロット機約 500 台が設置。
- ・ 同資本は、2008年にコタイ地区に敷地面積(42万3000㎡)となるカジノ複合施設「ギャラクシーメガリゾート」をオープン予定。



ギャラクシー・スターワールド正面

### カジノの状況

訪ねたカジノのうち、ラスベガス資本を中心とする大規模カジノでは、昼夜問わず多くの人で賑わっていた一方で、老舗にも関わらず閑散としていたホテル併設のカジノもあった(VIP ルームは入室が不可能だったので分からない)。 現地ガイドによれば、従来のホテル併設型のカジノは、以前は企業の接待用として賑わっていたとのことである。

どのカジノも 24 時間営業で、入場には入場料は不要。いつでも、どのカジノでも、好きな時に出入りが可能であった。ドレスコードも厳格ではなく、短パン、サンダル履き以外であれば問題はないようで、男女問わずいたってカジュアルな服装で入場していた。

入場時にはセキュリティチェックが行われており、空港の入場ゲートのようなコーナーが 設けられ、大きな荷物や水、カメラ等の持込は制限され、手荷物はクロークに預ける仕組 みとなっている(カジノ内での写真等の撮影は禁止)。

場内でゲームに参加する場合、現金をチップに両替する必要がある。最初に、参加するテーブルでディーラーに現金を渡し、チップに交換してもらう。帰る際にキャッシャーで現金に両替してもらう。金額によりチップの色、形状が異なる。

客の大部分は中国本土、香港からの富裕層ということであった。驚かされたのは、身なりや服装はごく普通であるにも関わらず、(VIP対象のフロアではない)一般のテーブルにおいて、一回の勝負に数十万円のチップを賭ける客が数多く見られたことである。

各ゲームに参加する場合、それぞれ最低の賭け金の金額がある。今回のカジノで最も安いもので 50 香港 $^{\mu}$  (約 750 円)。また、同じゲームであってもテーブルにより最低賭け金が異なっていた。

一方、カジノの周辺では質屋が軒を連ねており、数千万円相当の値札がついたロレックス をはじめとする高級腕時計などが数多く陳列されていた。

滞在した期間が平日であったこともあるかもしれないが、夜間のカジノ周辺の人通りは (カジノの中に比べると)多くはなかったが、身の危険を感じることは特になかった。



カジ/周辺に軒を連ねる質屋

## 主なカジノのルール

マカオのすべてのカジノはどの場所でもルールは共通である。ゲームのルールは次の通り。

### バカラ (Baccarat)

バカラテーブルの回りの客がバンカーとプレイヤーと呼ばれる2つのグループに分かれて、配られたカードの優劣を競いあう。配られたカード2枚または3枚の合計の下1桁が9に近い方が勝ちとなる。最低賭金は200パタカから。

## ダイ・ショウ (Big and Small)

3 つのサイコロを壺の中で振り、サイコロの目の出方を予測する中国式ゲーム。

プレイヤーはサイコロが振られる時にどの目が出るかを賭ける。また3つのサイコロの目の合計が、大(11~17)か小(4~10)かで賭けることもできる。3つのサイコロが同じ目となった場合は、どの目が出るかに賭けた場合を除いて、ディーラーの総取りとなる。賭け金の最低額は50パタカ。

### スロットマシン (Slot Machine)

どのカジノでも多種多様なタイプが設置されている。1ゲーム1~2パタカからプレーできる。

### ブラックジャック (Black Jack)

ディーラーからプレイヤーに順に配られるカードの合計を 21 に近づけることで、ディーラーと プレイヤーが勝ち負けを競う。

テーブルによって最低賭金 50 パタカの所や 100 パタカの所など様々。 最高賭金は 1,000 パタカあるいは 5,000 パタカ。

#### ルーレット(Roulette)

世界の各地で見られるルーレットと同じ。ディーラーの入れたボールが 0 から 36 のどこの数字の上で止まるかを当てる。数字への賭金は最低 20 パタカ。

(注) 1パカタ(マカオ通貨) = 1 香港ドル = およそ 15 円

### マカオの観光資源

2005年7月『第29回ユネスコ世界遺産委員会』において、8つの広場と22カ所の歴史的、宗教的建築群が、『マカオ歴史市街地区』として世界文化遺産に登録されている。

マカオの建築群が登録に至った主な理由は、次の点が評価されたことによる。

- ・ 中国文化と西洋文化の 400 年余にわたる交流、共存の結晶である点
- ・ 中国に現存するものとしては最も古く、規模が最も大きく、保存状態が最も良い点
- ・ 中国と西洋の建築物様式の融合を示している点

世界遺産への登録申請は2002年に中央政府支持の下で、正式な手続きが始められたといわれているが、実際には18年前から行政長官を中心に働きかけが続けられていたとのことである。

## 今回訪問した主な観光エリア

### 聖ポール天主堂跡

17 世紀初頭、イタリア人修道士による設計とされ、完成当時は東洋で最も壮大で美しい教会だったという。1835年に火事に見舞われ、建物正面の数カ所の壁と階段を残して焼失。正面は天辺に十字架をいただく5段構成で、キリストの少年像や聖母マリア像、イエズス会の聖人像などが据えられている。マカオで最も有名な場所。



#### 大三巴ナーチャ廟/旧城壁

20 世紀初頭に聖ポール天主堂跡の脇に建てられた中国寺院と大三巴ナーチャ廟脇にあるポルトガル人達が築いた城壁。







旧城壁

#### モンテの砦

イエズス会修道士によって 17 世紀に聖ポール天主堂の建築事業の一部として、街を外部からの攻撃から守るため、マカオのほぼ中心部に築かれた砦。

1622年オランダ艦隊がマカオ侵略を試みた際、砦に据え付けられた大砲の弾がオランダ軍艦の弾薬庫を爆破して、勝利を手中に収めたという。



モンテの砦

#### ギア要塞と灯台

マカオで一番の高台にある要塞。敷地内には礼拝堂と灯台もあり、マカオのランドマークの一つとなっている。

灯台は中国沿岸では最も古いもので、1865年9月24日に点灯されて以降、休むことなく海を照らし続けているという。

近年、周辺に高層ビルの建設が進んでいるため、灯台の光が届かなくなる可能性が出てきており、その場合は世界遺産の登録を取り消すと警告されているとの話もある。





灯台

要塞からマカオ市街地を望む

### 媽閣廟

媽閣山のふもとにある寺院で、マカオでも最も古い寺院といわれている。

ポルトガル人が最初に上陸したのがこの地であり、ヨーロッパの入植者は寺院が祀る女神「阿媽」の名にちなんで、"アマガオ"(阿媽の湾)と呼ぶようになり、それが時代とともに簡略化されマカオとなったという。



寺院正面



寺院内部と大型線香

### 聖ドミニコ教会

17 世紀に建てられたバロック様式の教会。セナド広場のはずれにある聖ドミニコ広場に面して立つこの教会は、マカオで最も美しいという(当日は改修工事で足場が組まれていた)。



### セナド広場

市評議会に面するモザイク模様のタイルが敷き詰められた市民憩いの広場。 当日は、クリスマス前であったため、クリスマスツリーが飾られ、ステージが組まれていた。





マカオ・タワー

南灣湖の埋め立て地域にある 338 メートルのタワー。展望台からは、晴れた日には香港まで 見渡せるという。スカイ・ジャンプ、バンジー・ジャンプなどの冒険アトラクションもある。



### マカオのカジノを取り巻く状況

## (1)急増するカジノ施設

マカオのカジノの歴史はおよそ 70 年。長年、スタンレー・ホー経営の「Sociedade de Turismo e Diversões de Macau,S.A. (STDM)」が独占してきた。ホー氏は、現在も 19 カ所のカジノの他、ドッグ・レースや競馬場、フェリー会社も所有し、年間約 9,600 億円の売り上げがあるという。

1999 年 12 月に中国返還された後、マカオのトップにあたるエドモンド・ホー行政長官が中国政府に世界資本へのカジノ開放を申請、2002 年にカジノ経営権の国際入札を実施した。この結果、スタンレー・ホー経営の STDM が独占していたギャンブルを含むカジノ産業は、アメリカの「ラスベガス・サンズ」社、「ウィン・リゾート」社、香港系の「ギャラクシー・エンターテイメント」社などに開放され、それぞれマカオ政府からカジノ経営権が付与された。

これを契機に、外国からの投資が急増、2004年にラスベガス・サンズ社が、マカオ初の本格的ラスベガス式カジノ「サンズ・マカオ」をオープン。2006年にウィン・リゾート社が「ウィン・マカオ」、2007年8月にはラスベガス・サンズ社が巨大カジノ「ベネチアン・マカオ・リゾート」がオープン。そして同年12月MGM・ミラージュ社が「MGMグランド」をオープンするなど、この3年間で大型カジノ施設が続々とオープンしている。

これに対して、スタンレー・ホー氏は、約 750 億円を投入し、巨大カジノ「グランド・リズボア」を開業して巻き返しを図っている。

ウィン・リゾート社の「ウィン・マカオ」への投資額は、およそ 650 億円であったが、オープンから半年で回収したといわれている。また、ラスベガス・サンズ社の「ベネチアン・マカオ・リゾート」は投資額 2,800 億円。2007 年夏のオープン後も建設が続けられており、2009 年までに全部で 14 のカジノホテルが建設される予定であるという。

こうしたカジノ建設ブームにより、マカオ市内の地価ならびにマンション価格は高騰しており、世界遺産に登録された 2005 年以降は東京よりも高くなっているという話もある。

平成 19年 12月現在、政府公認のカジノ施設は 28施設。

## (2)不足する労働力

急速な経済成長により、マカオの 2006 年の平均失業率は 3.8%と 2003 年の 6%から 大幅に改善されている。これは、カジノや高級ホテルの相次ぐオープンにより、ホテル従 業員、カジノディーラーの需要が高まったことによるもの。

統計によると、カジノ関連の従事者数は、2006年時点で約4万3千人。約27万人の労働人口を持つマカオで約16%がカジノ関連で働いている状況にある。

マカオ市内の一般的業種の初任給は 12 万円程度であるのに対し、カジノ関連の給与は、ディーラーの初任給が 21~25 万円。これは香港の大卒初任給(約 16 万円)に比べても高く、香港よりも賃金および物価水準の低いマカオでは高給である。

このため、社会全体として給料が高く、(カジノの増加に伴い)需要の多いカジノ関係の職種(ホテル従業員、カジノディーラー)に人が流れ、従来、マカオ住民で賄われていた既存産業では人手不足が生じ、小売業の低迷、外国人の不法就労などが社会問題となっている(特に若年層の人手不足が顕著)。

バスの運転手を例にすると、カジノ関係であれば通常の 1.5~2 倍の給料が支払われ、その業務内容もフェリー乗り場とホテルの往復というように、一般バスの運転よりも楽なため、カジノ関係に人が移っているという。

こうした労働力不足を補うように、中国本土やフィリピン、マレーシアなどから就労者が 流入している。彼らの多くは観光ビザで働き、ビザが切れると一旦帰国し、再び入国を繰 り返しているという。

建設が相次ぐカジノやマンションの建設現場の労働者も、多くはマレーシアやフィリピン 出身者であり、その多くが住居費の安い中国本土から毎日バスでマカオに通っているとい う(マカオの物価は香港の2分の1だが、中国本土の5~6倍)。

また、ディーラーの養成は、専門学校や各カジノが行っているが、数年間勤めて腕を上げると、より高額で他のカジノからの引き抜きが展開されるという。

こうした高給で需要の高いカジノ関連の従業員であっても、カジノや高級ホテルのオープンが相次ぐ中で、人材の供給が追いついていないとの指摘もある。

## (3)カジノ興隆による影響(現地ガイドからのヒアリング)

マカオのカジノの数は政府公認のものが28とラスベガスの10分の1程度だが、いわゆる「ハイローラー」と呼ばれる富裕層の高額賭博客が中国本土から来ており、ラスベガスをしのぐ売り上げを記録しているものと考えられる(かつて80年代のバブル時には、日本人がマカオのカジノの得意客だったが、今では日本人は見向きもされないという)。

カジノからの税収は税収全体の約56%を占め、昨年の税収は約5,350億円(うちカジノ税収は約3,000億円)。税収入の堅調な伸びを背景に、2007年から中学生以下の教育費は無料となっている。

治安面については、中国返還前のマカオでは、利権をめぐる抗争があったが、現在は下手な争いごとを起こすと、カジノの経営権 (ライセンス)が没収されてしまうので、むしろ治安は良くなっているとのこと。

日本の他の自治体からも視察が来ていた。日本にカジノができたら、博打好きな中国人は行くのではないか。

#### 感想

今回訪問したカジノ施設や高級ホテルは、日本国内に比較する施設が思いあたらない規模と豪華さであった。特に、最近オープンしたばかりの高級ホテル「ベネチアン・マカオ・リゾート」の規模には圧倒された(チェック・インには1時間以上の待ち。館内の移動には少なくとも30分以上かかるとのこと)。

同ホテルのある「コタイ」地区は、今後もカジノをはじめとした同規模の各種リゾート施設が 建設されるとのことであり、将来的にはマカオの中心地になるのではないかとのことであった。

カジノの印象は、これまでカジノの経験がなかったので、欧米のカジノとの比較はできないが、少なくとも映画やドラマで描かれているような、煌びやかなドレスやタキシードを身にまとった客は皆無であった。むしろ、ノータイはもちろん T シャツに G パンという普段着の出で立ちの人がほとんどであり、店の豪華な造りと対照的であった。

広大なフロアー面に配置された数え切れないほどのゲーム用テーブルとスロット。そこに群がる多くの人々、やり取りされる高額なチップ。ステージで繰り広げられるバンド演奏など、カジノの店内にはこれまで目にしたことのない「非日常」が広がっていた。

ゲームの多くは勝負が瞬く間に決まる一方で、幸運にも賭金が 10 倍、20 倍になる可能性もあり、止められなくなる怖さも感じた。いずれにしても、ある程度の元手を準備しないと長時間のプレーを楽しむことは難しいと思われる。

マカオには、これまでのカジノの歴史とこの数年で大規模な外国資本が投入されていることに加え、少なくとも 2010 年までは大規模な投資が予定されている。また、カジノ利用者の多くは好調な経済成長を背景とした中国の富裕層であり、少なくとも中国の経済成長が続く限りは、資本整備と利用者確保という点では磐石であると感じた。

これから日本でカジノを設置する場合、このような地域が競争相手になるのであり、互角に渡り合うためには、大規模な資本を限られた地域に集中的に投入する必要があると思われる。

## 参考文献等

- 「カジノが日本にできるとき 『大人社会の経済学』」谷岡一郎、2002
- 「米国・カナダにおけるゲーミングビジネスの実態に関する調査報告書(総括編・資料編)」 社団法人 日本プロジェクト産業協議会(JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2000
- 「韓国におけるカジノ政策並びに運営の実態に関する調査報告書」

社団法人 日本プロジェクト産業協議会(JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2001

「カジノ制度構築に向けた諸課題と対応策」

社団法人 日本プロジェクト産業協議会 (JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2003

- 「東京都都市型観光資源の調査研究報告書」 東京都、2002
- 「エンターテイメント事業可能性調査報告書」 沖縄県、2003
- 「欧州ゲーミング事情視察調査報告書」

社団法人 日本プロジェクト産業協議会 (JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2003

「オセアニアゲーミング事情視察調査報告書」

社団法人 日本プロジェクト産業協議会(JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2004

「日本版カジノ 制度・規制の考え方から計画・設立・運営まで」

社団法人 日本プロジェクト産業協議会(JAPIC) 都市複合観光事業研究会、2003

- 「カジノの事業制度に関する調査研究報告書」 東京都、2003
- 「地方自治体カジノ研究会研究報告書」 地方自治体カジノ研究会、2004
- 「ゲーミング(カジノ)に関する考察」 北海道知事政策部(ゲーミング(カジノ)研究会)、2006
- 「都市型エンターテイメント施設基本計画に関する調査研究概要版」財団法人堺都市政策研究所、2005 「カジノ運営主体及び地域経済等に及ぼす影響調査報告書」

財団法人広域関東圏産業活性化センター、2004

「北海道都市型観光資源(札幌カジノ)の調査研究報告書」 社団法人北海道未来総合研究所、2005

「カジノ・エンターテイメントについて」 和歌山社会経済研究所(景気動向調査 No69)、2008

- 「パチンコに関する世論・有識者調査(報告書概要版)」 財団法人社会安全研究財団、2003
- 「レジャー白書 2007」 財団法人社会経済生産性本部、2007
- 「CASINO Japan」株式会社プリンツ 21 vol.9、vol.11、vol.19、vol.20、vol.21
- 「全国ギャンブル型レジャー参加実態とカジノに対する意向調査」 株式会社 エンターテイメントビジネス総合研究所、2005

#### ゲーミング(カジノ)調査研究会 構成メンバー

企画政策室 企画政策課長 永野 浩 経済文化局 観 光 課 長 宇佐美健次総務市民局 安全安心課長 加藤 賢次 経済文化局 事業部管理課長 松本 久寿財 政 局 財政課主幹 松嶋 義隆 建築都市局 計画調整課長 柴田 英博教育委員会 青少年課長 愛甲 政志(第4回まで) 港湾空港局 空港企画室次長 上田 伸一

子ども家庭局 青少年課長 喜多村守道(第5回から)

### ゲーミング (カジノ) に関する調査研究報告書

平成20年3月

#### ゲーミング(カジノ)調査研究会

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 - 1 北九州市企画政策室企画政策課

TEL: 093-582-2153 FAX: 093-582-2167